

第六十五回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第八号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

委員長 渡部 一郎君

理事 木野 晴夫君

理事 菅波 茂君

理事 前田 正男君

理事 近江巳記夫君

加藤 陽三君

森 喜朗君

山中 吾郎君

出席国務大臣

国務大臣 西田 信一君

出席政府委員

科学技術庁長官 矢島 嗣郎君

官房長 石川 晃夫君

科学技術庁研究 調整局長 功一君

委員外の出席者

外務省国際連合 局科学課長 堤 功一君

厚生大臣官房国 立公園部管理課 岡田 達雄君

水産庁漁政部長 田中 慶二君

通商産業省鉱山 石炭局開発課長 花岡 宗助君

海上保安庁水路 部長 川上喜代四君

建設省都市局公 園緑地課長 川名 俊次君

三月十八日

海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名提出、

参法第一二二号(予)

海洋資源開発公団法案(矢追秀彦君外一名提出、

第一類第三号

科学技術振興対策特別委員会議録第八号 昭和四十六年三月二十三日

参法第一三三(予)

海洋資源開発技術総合研究所法案(矢追秀彦君

外一名提出、参法第一四四(予)

海洋資源開発委員会設置法案(矢追秀彦君外一

名提出、参法第一五五(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

海洋科学技術センター法案(内閣提出第四三三)

○渡部委員長 これより会議を開きます。

海洋科学技術センター法案を議題とし、審査を

進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。加藤陽三君。

○加藤陽三君 島国である日本としては、

海洋の開発というのは日本の将来の発展に大き

な期待がかけられると思うのでございます。いま

まで政府も海洋開発の仕事については熱を入れて

おやりになったことと思うのでありますが、大

臣、いままですら大抵どういふような施策を政府とし

てお進めになつてこれたのでしょうか。ことに

海洋開発の科学技術の關係についてお聞かせを願

いたいと思ひます。

○西田国務大臣 お尋ねにございましたように、

周知海をめぐらしてあります日本といふたしまし

ては、海洋開発ということには非常に重視しなけれ

ばならないと思ひます。従来から海洋開発のため

の必要な科学技術の問題につきまして、かなり研

究なりあるいはまた推進をいたしてまいつたこと

でございます。海洋開発につきましては、現

在、わが国で、かなり進んでいる面もあり、必ず

しもまだ十分でない面も多いわけでございませ

が、現在海産石油、天然ガス、このような分野

におきましては、それぞれの行政機関がそれぞれ

の立場におきまして進めておるわけでございま

す、その他養殖漁業なんかにつきましても、かな

り進んでいる面もあるわけでございませう。海中公

園、海上空港あるいは沿岸道路であるとか、この

ようなことも従来それらの関連におきまして進め

てまいつておるわけでございませうが、何と申しま

しても海洋開発を飛躍的に進めてまいりますため

の基礎になりますものは科学技術でございます。

そこで昭和三十六年に海洋科学技術審議会とい

うものをつくりまして、この審議会が中心となり

まして、海洋の科学技術の総合的な審議を進めて

まいつたのでございませう。またこの審議会の検討

の結果を受けまして、科学技術庁が中心となつて

海洋開発の科学技術に關しますところの推進のた

めの方策を立てまして、そして科学技術庁が中心

となつて各省にまたがりまして、この海洋開発に

ついて総合調整を行なつて、今日まで取り進めて

まいつておる次第でございませう。

具体的問題につきましてはまたお尋ねによつ

てお答え申し上げますが、とにかく基礎技術の開

発というよりなこと、あるいは潜水技術、あるいは

潜水調査船建造でありますとか、海中作業基地

の建設とか、こういったこともそのあらわれとし

てだんだん具体化してまいつておる次第でござい

ます。

○加藤陽三君 大体のお話わかりましたけれど

も、私、何かいままでの施策が全く計画的に効果

的にいつておるのだからかという疑問を抱きま

したの、四十六年度の予算を拝見いたします

と、海中作業基地の実験の予算が組んであるわけ

です。と同時に、潜水シミュレーターの建造の予

算が組んであるわけですか。やはり海中作業基地の

実験はもちろんならなければいけないことなんで

すが、潜水シミュレーターによる訓練だとか、あ

るいは潜水医学だとか、あるいは水中の通信だ

とか、こういったようなものが作業基地の実験に先行

するものじゃないかと思うのでございませうが、こ

の辺はどういうふうに考えておられるのでござい

ませうか。

○石川政府委員 お答えいたします。具体的な問

題でございませうので私からお答え申し上げます。

科学技術庁としましては、先般海中作業基地が

できましたので、昭和四十六年度から三カ年計画

で海中居住実験を開始するわけでございませう。こ

の海中居住実験でございませうが、これは四十六

年度には水深三十メートルのところまで、それから

さらにその次の年には六十メートル、さらに百

メートルというふうに進むわけでございませうが、

当面四十六年度としては、三十メートルのところ

で大体四人のアクアノートを一カ月間居住させ

たいという作業でございませう。したがって、た

だいま先生御指摘のように、まずそういう人間を

送るために潜水シミュレーターで訓練をして、そ

れから送るべきではないかという御意見をござい

ますが、確かにそのとおりではございませうが、た

だわれわれといふことは、この作業基地をつ

くります前に相当いろいろな研究調査を行なつて

きております。したがって、三十メートルの

ところまでぐるには、医学的な問題あるいは基

礎的な問題というものは十分解決いたしまして、

四十六年度の三十メートルの居住実験にいたしま

してございませう。しかし、さらにそれからだん

だん深くなつてまいりますと、従来行ないました

の海中医学の研究あるいは潜水医学というものは

あるいは従来基礎研究といふものではあ

るいは十分かつとも存じます。したがって、そ

の時点には、四十五年度から建設を始めており

ますシミュレーターが完成いたしましたので、それ

よってさらに深いところのそのような問題が解決できるというふうに考えております。しかし御指摘の点につきましては、この三十メートルにつきましてもいわゆる座学的な地上の研究でございますので、その点は十分慎重にこの実験を行なうて、万遺憾ないように行なう予定でございますが、現在までのところではおおむね三十メートルの点については確信を持っております次第でございます。

○加藤(陽)委員 わかりましたが、ちよつとお尋ねしますが、潜水シミュレーター、これはどの程度の深さまでやるつもりですか。

○石川政府委員 現在設計中でございます潜水シミュレーターは、大体五十気圧ということを考えておりますので、海中にいたしますと大体五百メートルの深さのシミュレーション試験ができるというふうなことで設計いたしております。

○加藤(陽)委員 五百メートルというところまで深いですが、いま世界で一番深いところまでの実験をやつておるのはどれくらいの水深ですか。

○石川政府委員 世界で行なつておりますいわけのバチスカーフというような潜水船を使ひましてもぐつたというのは、船がもぐつたわけでございますが、これは一万メートルをこえてはいるわけでございます。しかしこの居住実験という点につきましては、人間が直接海へもぐつて海の中で作業するという点につきましては、アメリカでは百数十メートル、フランスではもう少し深くもぐつているようでございますが、おおむね百メートルを少しこえる程度まで人間が作業しているという状態でございます。

○加藤(陽)委員 次に、これは大臣にお伺いしたいと思いますが、先ほど海洋科学審議会のことについてお触れになりましたが、今度海洋科学審議会を解消いたしまして、海洋開発審議会というのに改組なさろうとしておられるわけでございますが、いままで海洋科学審議会はどのような仕事をしておられたかということ、海洋開発審議会をおつくりになることもいいんでありますが、その

ために海洋科学技術の開発という点が重視をされたいと思ひます。

○西田国務大臣 まず、海洋開発審議会に改組いたしましたその結果として、海洋科学技術のほうがおざりにならないか、こういふお尋ねでございますが、もちろん、先ほどもお答え申し上げましたように、海洋開発の基礎となるところの科学技術の問題は、これは軽視できない事柄であると思ひます。

そこで、今度の審議会でございますが、審議会は国際問題からいろいろ各般にわたります海洋開発に関する基本的な政策なりあるいはまた方向なりを検討するわけでございますが、その中におきまして海洋科学技術部会というものを設けまして、従来の審議会でもやつておりましたような仕事をその部会においてやつていくという考え方をとつておりますので、この技術のほうを将来改組の結果非常に重視されるというふうなことはならないと思ひますし、そういう方向でまいるつもりでございます。

それから技術審議会がやつておりました仕事の内容につきましては局長から詳しく答弁いたさせていただきます。

○石川政府委員 海洋科学技術審議会が現在までに行なつてまいりました状況につきまして御説明申し上げますと、この海洋科学技術審議会は昭和三十六年の五月にできたわけでございます。その後三回答申を行なつておられるわけですが、その中の第一号は、海洋科学技術の基本方針についてということで諮問がございまして、そうしてそれに対する答申が三回に分かれて出てきております。それから諮問第二号は、三十六年の七月でございますが、これは緊急に行なうべき重要な研究及び調査についてという諮問がございました。これについての答申が同じく三十六年の十月に行なわれております。最近の諮問でございますが、四十三年の十月に諮問第三号というのがございます。

す。これは海洋開発のための科学技術に関する開発計画についてという諮問がございまして、これにつきましては一昨年の七月の四日でございますが、答申が出たわけでございます。現在わが国の海洋開発計画というのはこの諮問第三号の答申に基づいて行なわれているわけでございます。これには当面五カ年程度に行なわれるべき大きなプロジェクトを五つあげてございまして、したがって、その五つのプロジェクトを受けまして、そうしてこの答申の中にございまして、たとえは先ほど長官から申し上げました深海の調査船なり、あるいは潜水シミュレーター作業基地というふうなもの、あるいは黒潮の国際共同調査、日本海淵に関する総合研究、深海底の資源開発に関する基礎調査研究、このようなものが諮問第三号に対する答申の中に含まれておられて、現実にこれについては進められておられるわけでございます。

この答申を受ける機関といたしましては、海洋開発に關係いたします各省の官房長クラスの方をメンバーといたします海洋科学技術開発推進連絡会議というものがございまして、ここでこのプロジェクトを受けましてこの実行計画を立てまして、現在それに基づいて各省で実行すべく予算要求をし、さらに計画を組んで進められているわけでございます。

このようにいたしまして、この海洋科学技術審議会からいたしまして答申につきましては政府としては全面的に尊重いたしましてこの計画の遂行に遺憾なきを期していただいております。

○加藤(陽)委員 いま承りまして海洋科学技術審議会たいへん大きな仕事をやっていらつしやるように私は思ひます。海洋開発審議会ももちろん必要だと思ひますが、その中の一部会でうまく処理できるかなという疑問が私ちよつといたしまして、たけれども、これはしかしうまくやると大臣がおっしゃればぜひそういうふうによつていただきたいと思ひます。

次に、法案の内容について若干お伺いしたいと思ひますが、最初にこれは大臣にお伺いしたいと思ひます。

思ひますが、今度の法案の提案理由の説明には、海洋開発の重要性にかんがみて海洋の開発の促進に資するため海洋科学技術センターを設立する、こう書いてあります。ところがその法案の内容を検討いたしますと、この科学技術センターでやろうとしていらつしやるような仕事は全部直接は国がおやりになることのほうが適當ではないか、うまいくんじやないかという気がしてならないのであります。これはやはり国が自分でやらないうふうなふうなセンターをつくつておやりになるというところにつきましては、それなり、このほうがいいんだという御理由がおりないんだと思ひます。その辺をひとつはつきりと伺わしていただきたいと思います。

○西田国務大臣 海洋開発というのはまさしく国家的事業であるといふことはお話しのとおりだと思います。しかしながら日本の場合には特にそういふことがいえると思ひます。けれども、周囲に海がございまして、大陸だを全部開闢する、可能であるとするならば国土の面としては七割くらいふえることにもなるかと思ひますが、そういう面から申しまして、やはり民間に積極的な姿勢を持つてもらうということは大事なことだと思ひます。また、最近におきましては、民間も非常に海洋開発に積極的な態度を示しております。そういうような点から考えまして、やはり民間が主導的な役割りを果たすということがむしろ望ましいという気持ちもいたすわけでございますが、そこで民間と国とが相協力し合つてそうして海洋開発を進めるといふことが最も効果的であるし、そしてまた将来の発展も民間が大いにひとつ海洋開発に乗り出してもらうということを考えまして、そのほうが適切であらうというふうにおもわれるわけでございます。そういう意味からいまして、幸いにいたしまして今回も民間のほうは非常に積極的な姿勢を示してくれました。

そこでこのような形におきましてセンターをつくり、官民一体となつてひとつ推進してまいることがよりこの海洋開発を促進する上において効果

があるう、こういう判断に立つておるわけでございませう。もちろんしかし、民間が協力していただくといはしても、国が民間にのみ依存するとかいうようなことではございせんので、国自体も積極的にひとつ民間と提携して強力な海洋開発をやつてまいりたい。冒頭に申し上げましたように、若干進んでいる面がありまして、総体的にはまだ諸外国に比しておくれをとつておりますから、このおくれを少しでも早く取り戻すための体制といはしましては、こういういま御提案申し上げておりますような形が最も妥当であらう、適切であらう、こういう判断に立つておるわけでございませう。

○加藤(陽)委員 政府のお考えは一応わかりました。それでうまくいくかどうか若干懸念も残るような気がいたしますが、もう一つお伺いいたしますと、センターの業務の中に、二十三条の一項、二項の辺ですが、総合的試験研究とか共通に用いられる施設設備、こういうふうなものをやるんだと書いてありますね。こういうものは将来民間のほうでも海洋開発が進むにつれてだんだん自分のほうでやろう、またこれが企業ベースにも乗るんだというふうになつてくるし、なつてきたほうが日本の海洋開発が進むんだと私は思うのですが、こういうものはセンターでやはりなれば民間ではできないことになるのでしょうか、どうでしょう。

○石川政府委員 具体的な問題でございませうので私からお答え申し上げたいと思ひます。この海洋科学技術センターにおきましては海洋科学技術の水準を向上させるということとでございまして、ここにおきますそういうような活動すべてここで独占的にやるというつもりではございませう。したがって、在来の水産関係の問題あるいは船舶とか気象、港湾というような個々の分野におきます試験研究の結果を踏まえて、そういうものを総合的にいたしまして多方面の海洋開発というもののプロジェクトなどをつくりま

ない研究とかあるいはこれから新たな必要性が出てきた研究、こういうものをやるうということとでございませう。したがって、ただいまの共用設備等につきましても別にその民間企業でこのようなことをやるというのを妨げるものではございませう。しかし、このような設備としましては非常に膨大な経費もかかりますし、またその運用の経費等も相当にかかるわけでございませう。したがって、このようなところでまとめてこの施設を使つてやつていただくほうが国家的に見ましても非常にいいのではないかと、われわれのこのような施設を計画するに至つたわけでございませう。したがって政府機関はもろもろ民間機関におきましてこのような研究がある場合にはこのような施設を使うというほうがより有利かと存する次第でございませう。

○加藤(陽)委員 民間のほうでやるのもこれで禁止をするわけじゃないということでも私も一応安心したのでありますが、外国にこのセンターのようなものをつくつてゐる例がありますか。

○石川政府委員 外国におきましては、ことに海洋開発関係の先進国といひますと、アメリカ及びフランスというところとが相当進んでいるわけでございませう。ソビエトも進んでいるようでございませう。ちよつとその辺は資料をとりかへますので具体的詳細はわかりませんが、アメリカにおきましてはわりあい民間ベースにおいて行なつておりますし、また大学の研究所というものが相当力を入れているようでございませう。このセンターに類似するものと申しますと、フランスのセンターがこれに類似しているものでございませう。これは国立でやつております。しかし独立採算的な内容になつておりまして、その点このセンターとは幾らか趣を異にしてゐると思ひますが、ただ業務内容につきましても大体似たやうに存じております。

○加藤(陽)委員 大臣御所用があるそうですが、もう一問だけ。といひますのは、このセンターの役職員、これ

は公務員に準ずるやうにしていらつしやるんですね、二十二条ですか。これは一体どういうことなんでしょう。このセンターの性格というものがちよつと私わからなくなつたのですが、この辺をひとつ大臣に所信のほどをお聞きしたいと思ひます。

○西田國務大臣 このセンターは申すまでもなく認可法人でございませう。しかしながらその行ないますところの事業内容がきつめて公共性を持つております。そういう立場からいたしまして、その公正な運営といふものが重要だといふふう

に考えるわけでございませう。そういう立場から公務員に準ずる、こういうことにいたしてゐるわけでございませう。公務員と同じに扱つてゐるわけではございませうけれども、その精神的な面において、また実際に仕事の内容からあるいは国民全体に対する奉仕といふような気持ちも持たなければならぬ。そういう意味におきましてそのよう

な準じた扱いをしていこうという考え方ではございませう。

○加藤(陽)委員 いま大臣のお考えはわかりましたけれども、これは事務当局でつこうなんです。が、一体、認可法人で役職員を公務員並みにしてゐる例がほかにありますか。

○石川政府委員 例といはしましてはやはり同じ認可法人でございませうが、特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づく繊維工業構造改善事業協会とそれから情報処理振興事業協会、この二つが同じようなみなし公務員規定をつくつております。

○加藤(陽)委員 これは私の勉強不足でしたが、どうもちよつと私は腹の底からいひのたなという気持ちになれないのですけれども、まあ質問です。から、けつこうです。

その次に、このセンターは、ここに書いてあります事業をおやりになるわけですが、関係のある官庁はそれぞれに海洋開発をお進めになると思ひるのですね。それとこのセンターとの仕事の調整はどういうふうに行なつていけるおつもりでござい

ますか。

○石川政府委員 この海洋開発に直接、間接関連ある試験研究はこれまでもいろいろの既存の研究機関で行なつております。これらの機関におきましては、たとえば水産関係、船舶関係あるいは気象とか港湾、こういうような分野ではそれぞれの研究所が個別的にその問題を解決するために研究を行なつております。しかしながら、こういう巨大なプロジェクトをやるといふ場合には、それぞれの研究所自体の成果だけでは十分な海洋開発といふものができませんので、今後はそのような意味合いにおきましては、このような研究を総合的に集めて、そして進めるといふことが必要になつてくるかと存じます。ただ、ではそのよう

な研究機関の成果をどのように扱つかということになりますと、各研究機関が先ほど申しました共用施設等を利用して自分たちの成果をさらにあげたいといふ場合にはこの共用施設は十分利用していただいていい施設でございませう。また研究施設につきましても、センターで設けました研究施設を活用し得る場合は、それぞれ既存の研究機関でも十分活用できるものといふふうになつております。しかしながら、このセンター自体といはしましては、そのような研究を総合的にやつていくといふことがたてまえでございませう。したがって、今後既存の研究機関とは十分緊密な連絡をと

りながら新しい研究テーマ等に取り組んで進めていくといふことがわが国の海洋開発にとつては必要ではないかといふふうに考へております。

○加藤(陽)委員 おつしやる意味は、やはり科学技術庁が中心になつて関係各省とセンターとの仕事の調整をやる、こういうことなんでしょうか。

○石川政府委員 従来既設の研究機関で行なつております研究内容につきましては、これは科学技術庁といはしまして総合調整という立場でこの研究テーマにつきましましてはいろいろ調整を行なつてゐるわけでございませう。しかし、このセンターにおきまして業務というものは、そのような研究調整とはまた少し趣を異にするわけでございまして、この施設を使うか使わないかというのは研究機関の

自主的な判断にはまかせざるわけでございますが、ただ科学技術庁で研究調整を行ないます際には、もしこの施設を使つたほうがその研究を効率的にあげ得るという場合には、われわれのほうとしてもこれを勧奨すると申しますかすめて、こういう施設を使つてより成果をあげていただくという方向で調整したいというふうに考えております。

○加藤(陽)委員 海洋開発の基本的な問題といいたしまして、私はやっぱり海洋の実態調査というのが大事だと思うのですが、これはいままでもどういうふうに行つてきておられ、今後どういうふうに行つていくというふうにお考えですか。

○石川政府委員 海洋開発を進めてまいります上におきましての調査でございます。これにはいろいろあるわけでございます。一例をあげますと、海上気象あるいは海底地震といふものについては気象庁あるいは海軍問題については海上保安庁といふようなところで、従来からそれぞれの調査を進めております。そのほか通産省の地質調査部等におきましては海底地質の問題あるいは海底鉱物の調査の進め方につきましては、それぞれの研究機関におきましてさらに進めていただくということが人的な面におきまして、また機能的な面におきましては効率的だといふふうに存するわけでございますが、ただ将来この調査といふものがさらに高度化してくるということも考えられますので、それぞれの研究機関におきましても情報処理の問題あるいは観測網の充実の問題、こういうものについては進められていくと思ひます。それで科学技術庁におきましても、海洋科学技術センター等におきまして研究に付随いたします調査というものは、このセンターで行なわれるということになつております。科学技術庁自体で新たな調査研究といふことは現在行なう計画はございませんが、このセンターで行ないます研究に付随しての調査といふものは推進していきたいというふうに考えております。

○加藤(陽)委員 海洋の実態調査は非常に広範な

分野にわたるわけですから、いま承つておりました、ちよつと心細い感じが私にきたわけでありまして、やはりそれぞれの目的に応じておやりになるので、なかなか計画的にということもむずかしいとは思ひますけれども、やはり政府としては、何か海洋の実態調査については各官庁の間で計画をきめて分担して進めていくというふうなことが必要じゃなからうかと私は思ひます。これは私の意見でありますから、この程度でけっこうであります。

海上保安庁見えておりますね。海上保安庁にお聞きしたいのですが、旧海軍がいろいろな海洋の調査をやつておつたわけですが、これはもちろん軍事目的でやつたのでございまして、しかし旧海軍の海洋調査の結果といふものはなかなかすばらしいものがあつたように私は聞いておるので、いま海上保安庁では旧海軍の海洋調査のデータは全部お持ちなんでしょうか。

○川上説明員 海上保安庁の水路部は旧海軍の水路部の機構がそのまま移されております関係で全部資料を引き継いでおります。旧海軍時代にも軍機以外のものにつきましてはそれぞれ海図なりあるいはいろいろな海況図、潮流図、波浪図といふような形において当時すでに公開されてございまして、しかし、その後軍機に属しておつたものにつきましては、私のほうで引き継ぎましたあとで、戦後にいづれも現在すでに公表いたしましたので、また終戦直後にアメリカ軍が資料の提出を命じていろいろのものを本國に持ち帰つたわけでございますが、それらの大部分は昭和三十四年、三十六年に返還されております。また提出を命じたときも、全部出せといつてはなくて、私のほうの、原備図誌といつてずっと保存している資料がございまして、それは提出を命ぜられなかつたわけでございますが、それらの資料は幸ひにして今日伝わっております。そういう意味で、大正十二年の関東大震災以前の資料は実は関東大震災で焼失いたしましたけれども、それ以後のものは今日伝わつておりまして、大部分すでに公表されております。

れております。

○加藤(陽)委員 旧海軍の調査の結果が全部残つていて、これは非常にうれしいと思ひます。その中で公表されない部分もまだあるわけですか。

○川上説明員 今日資料として役立つものは全部公表してございまして。ただ時間的な経過によつて、もはや役立たなくなつたというふうなものについては公表いたしてありません。

○加藤(陽)委員 そうすると念を押すようですが、旧海軍の調査しました資料でいま秘扱いになつてゐるものはないというふうに考えていいですね。

○川上説明員 ございませぬ。

○加藤(陽)委員 旧海軍のことはそれで私よくわかりまして、非常にけっこうだと思ひます。日本の近海で外国の船がずいぶん来ているという調査していらつしやるようであります。それぞれ軍事目的のものも一部にはあるでしょうけれども、そうでない調査もいろいろあると思ひます。こういう外国の、日本の近海の海洋調査についての研究の結果といふ調査の結果、こういうものは日本の政府でわかりますか。

○川上説明員 外国が科学目的で調査している事項につきましてはほとんど私のほうに連絡がございまして、したがつて、もちろん学問的な調査でございまして、あとの解析に時間がかかりまして、おくれましてほとんど入手いたしてあります。日本周辺では、御承知と思いますが、ソ連、ソ連は科学アカデミーが中心になりまして日本の周辺でいろいろな海流、海底地形の調査をいたしております。アメリカの場合にはスクリップス、ライモンド、ウッズホールというような海洋研究所あるいはアメリカの水路部、またフランスでは先ほどもちよつとお話が出ましたパチスカフなどといふものが調査に参つておりますけれども、これらの資料につきましてはいづれもわが國に送られております。一例を申し上げますと、昭和四十四年度に水路部に併置されております海洋資料センター

に入りましてデータの数を申し上げますと、アメリカが日本近海で十九回の海洋調査を行なひまして百四十九測点を観測いたしておりますが、そのデータはすでにデータセンターに入つております。またソ連が日本周辺で大体七航海、四百九十七測点の観測を行なつておりますが、それらの資料も海洋資料センターにすでに入つておりまして、一般の方々に使えるように整備してございまして。

○加藤(陽)委員 いまお話を承つておりましたも感ずることなんですが、海洋の開発につきましてはやはり国際協力といふものが私は非常に必要だと思ひます。現在、国際協力関係は日本の政府としてはどういうふうに行つていらつしやるのか。ことにアメリカとの天然資源会議などというのがあるようでありまして、それらがどういうふうに行なはれておるかといふことについてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○石川政府委員 海洋の科学技術関係につきましては、その内容がいろいろ広範多岐でございまして、さらに國によりまして、國の自然条件とかあるいは経済状況、そういうようなものによりましてまたまたおの千差万別でいろいろ違つてございまして。海洋開発に関する関心の度は違つてございまして。したがつて、かえつてそういう意味での国際協力の意義といふものは非常に大切だと存する次第でございまして。したがつて、各国とも国際協力を推進するといふ方向で進んでおりますし、また国連等の国際機関を通じても多国間の協力が盛んになつてきております。現在政府間のものといつたしましては国連にI O Oといふのがございまして。政府間海洋学委員会と申しますが、そこにおきましては国際海洋共同調査といふのが従来から相当多数計画されて、わが國もこれに積極的に参加してあります。たとえば、国際インド洋観測とかあるいは黒潮共同調査といふのがこれに類するものでございまして。わが國の海洋科学技術の分野におきましては、二国間の国際協力は現在アメリカ、西ドイ

ツ、フランスというものを対象に促進をされてきておられますが、しかし、実際に軌道に乗って活動を始めていますのは現在のところ日米協力だけでございまして、引き続き日独協力というものにつきましても促進方を考えているわけでございまして、日米協力につきましても日米天然資源会議いわゆるUJNRと称しておりますが、このワグの中に於いて現在進められております。ここには海底鉱業、それから海洋構造物、それから海洋電子、そのほか七つほどの課題別の部会が設けられておるわけでございまして、これは両国の政府の試験研究機関の職員が中心になってこの活動が続けられているわけでございまして、非常に活発に行なわれております。来年度はアメリカで三つの部会が日米合同部会を開催することになっております。海洋科学技術の分野におきます国際協力といふものはたゞいま申しましたように非常に重要でございまして、また非常に効果の上がるものでございまして、したがって、われわれとしては、今後とも国際協力というものを海洋開発の大きな柱といたしまして強力に推進していきたいというふうに存じております。

○加藤(陽)委員 けつこうだと思ひます。国際協力を大いに推進していただきたいと思うのであります。次に、瀬戸内海のことについてちょっとお伺いしたいのです。瀬戸内海は、言うまでもないですが、阪神から北九州に至る大きな基幹航路であります。この総合的な利用は非常に大事だと思ひます。ほかの海洋開発とはちよつと違ひかも知れませんが、政府のほうで機構の解明を目的といたしまして大型水流模型をつくる計画があるように聞いておりますが、これはどういふところをねらいにしてどういふふうな組織でやろうとしていらっしゃるのか、考えやうとしていらっしゃるのか。大まかなところでけつこうですからお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石川政府委員 瀬戸内海の大規模水流模型の設置につきましては、科学技術庁といたしましては海洋開発の一環というところで推進しているわけでございまして、この設置につきましては通産省が行なっているわけでございまして、概要を申し上げますと、この水流模型は瀬戸内海のように非常に島と海峡が多くて地形が複雑なところでございまして、このようなところの水流状況を模型実験によつて再現させてその水流状態を解明しようというのがねらいでございまして、通産省において計画され、さらに実施する運びになっておりますが、模型の縮尺といたしましては二千分の一ということになっております。対象範囲といたしましては瀬戸内海の東の端の大阪湾、紀伊水道から西のほうは周防灘、豊後水道に至るまでの瀬戸内海を海域を対象にするわけでございまして、二千分の一といたしましては大きさとしまして、長さが約二百五十メートル、幅が百メートルという大きなものになるわけでございまして、予算といたしましては約九億五千万という予算を考えております。二カ年間で建設いたしました、四十六年度分の予算としては四億円という予算を計上いたしております。この模型をつくる場所でございますが、四十六年度に広島県の呉市につくられますが、中国工業技術試験所という、これは現在予定されているわけでございまして、その試験所の中の施設として設置されるというふうに聞いております。

○加藤(陽)委員 大体のことはわかりました。これは四十五年でもう始めているわけですか。四十五年の予算から始めたわけですか。

○石川政府委員 これは四十六年度から予算がついたわけでございまして、

○加藤(陽)委員 四十六年度、四十七年度でやるといふことですね。

○石川政府委員 そのとおりでございまして。

○加藤(陽)委員 私の疑問としていたところは大体これで終わったわけでありまして、西田長官に今後の海洋開発についての心がまえをお聞きしたいと思つておりましたが、おいでになりませんでした、また別の機会に譲りまして、これで質問を終

わります。

○渡部委員長 次に、山中吾郎君。

○山中(吾)委員 大臣がいなかつたよつとぼくの質問の趣旨が合わないのですが、おいでになりませんか。

○渡部委員長 大臣はもうすぐ入つてこられますので、それまで局長に御質問をお願いいたします。

○山中(吾)委員 いま加藤委員の疑問点と私の疑問点が大体一致してゐるものであります。この海洋開発というものは、間違つて開発をされれば取り返しのつかない問題になつて、日本の領土を取り巻く海洋が汚濁にまみれてほとんど復活できない問題にもなるでしようし、それから水産との関係その他について、海洋開発については、総合的に、しかも非常に緻密な技術の開発というものがなつて取り返しのつかないことが、非常に重要であると同時に、また失敗すればマイナス面ばかり出るといふ、国策としてたいへん問題であると思ひます。このセンターの理念というものを、長官から確固たるものをお聞きしておかないと、このセンターの運営の上に非常に危険なものが出ると思ひますので、それをお聞きしたかつたわけですが、大臣がおられないので、あとでお聞きすることにいたします。

そこで、局長に各論的なものをお聞きいたしますが、現代の日本の海洋開発の水準は、ヨーロッパ水準からいつてどの程度の地位にあるのか、どういふふうな分析されておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○石川政府委員 非常にむづかしい御質問でございまして、どのように分析したらいいか、ちよつとその分析の方法というのはいささかむづかしいわけでございまして、概念的に申しまして、日本の海洋開発というのは、やはりアメリカ、フランスのあとを追いかけてゐるというのが、概念的な分析ではないかというふうな存じております。

日本の従来の海洋開発から見まして、水産方面につきましては、これは技術を非常に高く買われ

ツからも、日本の水産技術というもののについては高い評価をもらつて、そうしてかえつて向こうのほうで指導を得たいといふことで、再三三々われわれのほうにも交渉がございまして、したがひまして、水産に関する海洋開発関係の技術というものは、わが国の地位は相当高いといふふうに考えております。

それから、海洋の科学でございまして、いわゆる理学的な内容のものでございまして、これにつきましても、やはり日本の海洋学あるいはそれと同じような理学的な面につきましては、この学問的な内容につきまして、研究その他につきましてもやはり高く買われているようでございまして、ただ、非常におくれておりますのは工学でございまして、エンジニアリングでございまして、これにつきましては、従来このような工学的な開発というものが行なわれなかつたこと、さらに工学的な手法をもつて行なうという習慣がなかつたといふために、非常に工学的な面についてはおくれいてゐるというふうな感じられるわけでございまして、したがひまして、総合的に見ますと、やはりアメリカ、フランスからおくれまして、ドイツなどと大体同じぐらゐの水準でいつてゐるのではなからうかといふふうに考えております。

○山中(吾)委員 よく日本の海洋開発はヨーロッパ水準から十年はおくれであるといふことが、たいていの学者の論文その他に書いてあるのです。が、あなた方はどう考えますか。おくれでないといふような認識のようですが、私の見る限りたいていの海洋開発の論文は、少なくとも十年はおくれであると言つておるのですが、それはどうですか。

○石川政府委員 たゞいま申し上げましたように、部分的にはわが国といたしましては決しておくれでない面もあると思ひますが、総合的に見ますと、やはりフランスなどにはおくれであるといふことは認めざるを得ないと思ひます。ただ、ドイツにしましては、部分的にはやはりある工学的

な面につきましては進んでいるというふうにも聞いておりますが、われわれといたしましてはアメリカ、フランスには立ちおくれているとは思いますが、ほかの国とはそうひけ目を感じていないという感じでございます。

○山中(吉)委員 長官がいないのでちよつとお聞きしたのですが、提案理由の一ページの終わりが「二行目に『先進諸国に比してかなりの立ちおくれを示しています。』とわざわざ皆さんお書きになつてから、これで海洋科学技術センターをつくらせて取り返そうと思つて出されたのかと思つてお聞きしたら、あなたはよくわかっていないと言つたのですが、これはかなりの立ちおくれを示してあると書いておられますよ。それはいいですがね。おくれであるんじゃないですか。

○石川政府委員 この先進諸国と申しますのは、アメリカ、フランス、まあソビエトがちよつと情報不足でございますのでどの程度進んでいるかわかりませんが、しかしソビエトなどの海洋測量船とかあるいはその他の海洋開発関係の機器等を見ますと、ソビエトはやはり日本よりも進んでいるというふうに受け取れるわけでございます。したがって、そういう点を入れますと、やはり先進国、アメリカ、フランス、ソビエトという国に關してはかなりの立ちおくれがあるということとは事実でございます。

○山中(吉)委員 ソビエトを例に出されたから何ですが、先般モスクワ大学の海洋国際会議でソビエトの若い学者が、日本にはわれわれよりすぐれて世界一といえる五つの先進事項がある。第一は造船工業、第二は繊維工業、第三は精密工業、第四は電子工業、第五は光学工業、電子と光学というのは海洋開発に確かに大きい役割を果たす先行条件だと思つたのですが、こういう海洋開発に活用できる学術は進んでいるのだ、しかし開発はよく進んでいるのだ、私はそういうふうに通つて、日本の場合には開発するだけの基礎的ないろいろな学術は進んでいるけれども、国が海洋開発

に十分の関心を持たないし、予算その他についても努力をしないところに、洋上国家であるくせに、むしろフランスその他のように全部が海に囲まれていない陸上国家のほうに海洋に非常に深い関心を持つてゐる。洋上国家の日本は逆に海洋に関心がないところに、持つてゐる技術が活用できない、そこに現在の立ちおくれがあるのだと私は分析をしてお聞きしたのですが、ちよつと局長のお答えで満足しないのですけれども、それはそういう認識は正しくないのですか。

○石川政府委員 私が先ほど御答弁申し上げましたのも大体同じような意味でございます。理学、いわゆる理論的にはわが国はよくわかっていて、しかし開発というのはいわゆるエンジニアリングと申しますか、要するにシステムティックにそういう開発というものに組んでいくエンジニアリングは相当立ちおくれがあるということでございますので、先生と考へ方としては同じだと存じております。

○山中(吉)委員 そこで、私、長官が来たときにお聞きしたいと思うので、こういう海洋開発のセンター構想の場合、これこそ私は国立によつて国がもう全責任を持つてやるべき構想が正しいと実は思つておたつたわけですが、ところが国のほう若干出資をして民間のほうに依頼をして、そしてこういう構想を考へるということの中に、いまの認識からいへば、まことに遺憾なものがあつた。むしろ国立にすべきだといふ考へのものであつた。いまちよつとお聞きしておいたわけですが、これは長官にお聞きしたい問題であります。長官来たときにそこを聞きたい。

この法案の中の「業務」を見ますと、科学技術の教養とそれから技術者の研修、この二つが業務の内容ですか。ちよつと私、このセンターの業務の内容というのを見たのですが、それが目的ですか。

○石川政府委員 業務といつたしましては、まずやはり総合的な試験研究というのが業務の一番の大きなわらひでございます。その次が研修でございますが、この教養といつたのは、総合的な試験研究を行なうためには教養施設というものが必要になつてまいります。したがって、総合的な多数部門の協力を必要とする総合的な試験研究というのが主体でございます。そのための施設、特に教養施設につきましては個々に持つということが非常にむづかしいので、ここで設置してこれを使はせようということでございます。

なお研修につきましては、これは従来の国立の研究機関と趣を異にいたしまして、このわらひをいたしまして、従来の普通の技術者、研究者というものの海洋開発を行なうためにそのような学問なりあるいは訓練というものを身につけるために特に研修ということに重点を置いたわけでございます。先ほど例にあげました海中作業基地等におきましては、単なる潜水夫、ダイバーがもぐるというだけではその目的を達しないわけでございます。これは海洋につぎましての研究者、技術者が実際に海へもぐつて研究をするということが必要でございますので、そのような意味で、研修におきましては、いろいろな海洋に関する特別な学問の講義あるいはそのような研究者、技術者が実際に海へもぐる訓練、こういうようなものを身につけさせるための研修を行なうたいというふうに考へておりますので、当面の問題として、これは従来の技術者、研究者の再訓練というのが当面は主体になるというふうに考へております。

○山中(吉)委員 そうすると、センター自身みづからの試験研究と、それからここに投資している各事業団のやりたいいろいろの試験についての施設を提供する、いわゆる共通して研究できる施設の提供、それから研修と、三つですか。

○石川政府委員 大きなものとしてはその三つと考へております。

○山中(吉)委員 この点について具体的に私が心配するのは、国立という一つの主体的立場をとらないうちに経済合理主義に基づいて採算のとれるものだけが試験をされる、採算のとれるものだけが利用される施設になり、研修自身もほんとうに

日本の国策として間違ひのない開発になるような研究、研修をすることが非常におそろしくなるんじゃないか。間違ひばこれは日本海全体が汚染あるいは水産そのものが今度は死滅する。これは間違ひた開発をするかどうかが日本民族全体が死ぬか生きるかという大きな問題に私はなると思つたので、この法案をほんとうにわれわれが承認するかどうか。将来の運営について見込みを立てる一番大事な問題だと思つてお聞きしたのであります。が、こういう業務というものを内容にする基本的精神で、私はどうも短期的な経済合理主義、利潤を追求するということに必要な技術の研究だけになるのじゃないか、それを非常に心配をするのです。国立という立場でないからですね。その歯どめはこの法案の中のどこにありますか。

○石川政府委員 この海洋科学技術センターは、政府と民間というものの協力の形で運営されるわけでございますが、先生御指摘のように、民間色が強くなければその経済合理主義というものでこの運営が左右されるのではないかと御懸念だと思つております。この点につきましては、われわれもこの法律をつくる時点におきましては相当考慮いたしまして、そうしてそういうことのないような形に整へたつもりでございます。と申しますのは、民間団体が入つてまいりますし、そのときには当然政府の出資と民間の出資と両方でこの資本金がで上がるわけでございます。ところがこの法文をお読みになつていただくとわかりますように、出資者がその出資者に応じた特別な利益を得るというふうな内容のものはないはずでございます。したがって、われわれといたしましては、このセンターの運営については、民間の意向というものは十分反映されて、非常に自由度を持つた運用にしたい。これはとかく政府の機関、国立機関になりますとやはり活動が鈍くなるというのが一般の考へ方でございます。また民間の自由な考へ方というものがなかなか国立機関には入りにくいというところがございます。海洋開発になりますと、将来の問題といたしましてやはり海

洋開発の主体性というものは民間が現実の利用問題と取り組むということになると思ひます。したがひまして、その利用というものを踏まえて、その意向をこのセンターで反映させていたかどうかというふうな考へておられますが、その反映のしかたといひましては、二十条にございまして評議員会といふものを通じてこの意向を反映させていたかどうかといふふうな存じております。

この評議員会でございますが、これは「その運営に關する重要事項を審議する機関」ということで、評議員を二十名以内で組織することになつております。この評議員といひましては、海洋開発に關する専門的な知識を有する方を選びまして、これを「科学技術庁長官の認可を受けて、会長が任命する。」という形になつております。したがひまして、これは決して出資者の意向を受けての評議員ではございせんとして、海洋開発に關する専門的な知識を持つた方の集まりでござい

ます。この中におきましてわが国の海洋開発に必要な事項につきまして、またこのセンターに關して行なわれまゝ非常に有益であるといふものについて、いろいろ御審議を願ひまして会長に意見を出していただくといふものをつくりましたので、先生の御心配の点はこういう点におきまして御懸念ないものといふふうな考へております。

○山中(善)委員 一応の歯どめがその評議員会制度、そして評議員は専門知識経験者で構成することと一つの歯どめがある、それは法案のその用意はわかりました。しかし、ただ海洋開発は将来に採算がとれるもので、先行投資と需用といふのは現実には一致しないから、したがつてどうして、私の言うのは、その技術、採算に直接結する技術だけが開発をされて、公営を予防するとかいふ先行投資と需要が一致しないのです。基礎技術の養成といふものが輕視されてくるということとは、結果としていふゆる公害と結びついた海洋開発になるおそれがあるので、その辺を非常に重視すべきで、こういう総合センターの中にそういう研究部門といふものがやはり入つて、総合性

がなければいかぬのじゃないか、そういうことをこのセンターの発展の方向で、やはり将来はこういう発展の方向でもつと総合性を持たすんだ、いふゆる食料資源の開発技術あるいは海底の鉱業資源の開発技術あるいは海洋のエネルギーの開発技術のほかに、生態学的に人間と自然との關係から悪循環を来さすようなことのない、われわれの生存と海洋開発の關係を研究する技術という部門が、この業務の中にしつかりしたものがないと私のかねのじやないかと思ひので申し上げたので、その辺を十分留意をしていただきたい。これは何かそういうことを皆さん内部で論議されておれば報告的に聞きしたいし、長官にしつかりと聞きたいのでありますが、何かあればお聞きしておきたい。

○石川政府委員 このセンターにおきましては、先生御懸念の公害問題等についてどのように考へてゐるのかという御質問でございまして、海洋開発に關するいろいろな技術を、総合的な研究を行なうといふたてまえからいたしまして、従来からいろいろな研究所に行なわれております内容が総合されなかつたといふところに、やはり公害といふものが出てくる問題点があつたのではないかとこのセンターに考へております。そのような点につきましては、このセンターのように総合的に試験研究を行なうという場合には、かえつてその問題点が浮き彫りにされて、そうしてその点についての公害対策といふものも研究の一環として行なわれるといふことが可能でございまして、われわれ検討の段階におきましても、確かに基礎技術、基礎研究のものが中心になつて行なわれるわけにございまして、総合性といふものをこのセンターから抜きまゝと、センターの意義を失いますので、その点につきましては十分考へてゐるわけにございまして、ただ現在、公害対策そのものの研究テーマといふものは現実に出てきておりませんが、当然この研究が進むにつれてそれに対する対策の研究もこのセンターの研究内容に入つてくるといふふうな考へております。

がなければいかぬのじゃないか、そういうことをこのセンターの発展の方向で、やはり将来はこういう発展の方向でもつと総合性を持たすんだ、いふゆる食料資源の開発技術あるいは海底の鉱業資源の開発技術あるいは海洋のエネルギーの開発技術のほかに、生態学的に人間と自然との關係から悪循環を来さすようなことのない、われわれの生存と海洋開発の關係を研究する技術という部門が、この業務の中にしつかりしたものがないと私のかねのじやないかと思ひので申し上げたので、その辺を十分留意をしていただきたい。これは何かそういうことを皆さん内部で論議されておれば報告的に聞きしたいし、長官にしつかりと聞きたいのでありますが、何かあればお聞きしておきたい。

○山中(善)委員 入つてくると言われるけれども、提案理由の中にはないものだから……。水産資源、それから海底資源の開発という狭い生産技術の開発だけをうたつておられるので、非常に危険なんだ、日本民族の生存と海洋の關係、人間と海の關係をもつとしつかり持つていかないと総合性が出ないので、私はこのセンターのなには総合性がないと見てゐるのです。それを心配して申し上げたので、それは用心をしていただきたいと思ひます。

それからこのセンターはどこへ置かれるのですか、センターの設置される場所。

○石川政府委員 現在このセンターの予定地といひましては、横須賀市の追浜に設置したいといふことで、現地の横須賀市と交渉中でございます。

○山中(善)委員 横須賀市といつても、ちよつとわからないのです。疊の上の水練では意味がないので、海洋開発です。したがつて、研究室なんといふのは海底の中にあつたり、研究者自身が海の中で親しみながら研究するといふような、ほんとうの海洋開発の研究者といふものは研究の環境と方法といふものが独自のものでなければ、私は生きた技術は生まれなかつたと思ひます、どこか東京のまん中あたりでセンターがあつて、そこで会議を開いてといふようなものであつては意味がないので場所をお聞きしたのです。

いふことでございまして、これは将来研究内容によりましてはそれぞれ適切な土地を選びまして、海の近くなり何なり支部とか実験場といふものが設けられるといふふうな考へております。当面は本部としては横須賀市の追浜といふことを考へております。

○山中(善)委員 大体妥当なことを考へたといふことはわかつたのですが、むしろこういう海洋研究センターは半分は陸地、半分は海、それが海洋センターの場所であるといふのでなければいかぬと私はしつかりと考へてゐるわけなんです。共用施設といふものもいふゆる調査船が必要であらうし、潜水船も必要であらうし、海底研究室も必要であらうし、そういうところから私は生きた海洋センターといふものが生まれるものかと考へてお聞きしたのであつて、そういうことを考へてゐるべきだと思ひので、何か海に近ければいい、そんな陸上にだけ研究施設があるような海洋センターはおかしい。私自身が総合海洋大学構想といふものを自分でいつつも考へてゐるのは、研究者自身が海の中で研究し、みずから潜水技術まで持つて育つ研究者でなければほんとうの海洋の研究はできない。海底地質学、海底理学にしても、海底にみずから入つて研究するような、そういうものがなければ生まれなかつた、陸上にあるキャンパスを持つた大学ではだめだと思ひので主張してゐる。そういう意味からこのセンター自身は半分は海の上にあるのだ、一つの湾を研究センターの敷地の中に包含するくらいのものでなければならぬのじゃないかと私は思ひますが、そういう構想がおありなんですか。

○石川政府委員 先生御指摘の点はごもつともでございまして、われわれとしても今後の海洋開発はそういうふうな考へで進まなければいけないといふふうな存じております。その前段階といひまして、先ほど御説明申し上げましたように、研究といふことも、既存の機械とか電子あるいは土木といふような分野の研究者、技術者を海洋開発の有力なメンバーにしたいといふことで、その

ような人に海洋物理なりあるいは海洋化学あるいは海洋生物学というような海洋関係の学科を教授し、同時に、シミュレーター等使ひまして、潜水技術を身につけてもらう、そして実際に自分で海へもぐって活動を行なうという体制をとることば、先生の御趣旨に沿っていると考えるわけでございませう。

○山中(吉)委員 大臣おいでになったのでお聞きしますが、日本の学術研究とか技術の発展は単純なる研究上からは生まれないので、大学から生まれてきておる、教えながら研究するという中から日本の学術の開発が生まれてきている伝統があると思うのです。単純に研究所になると、研究に安住してあまり何も出ないで、大学院とかという中で、教える中に日本の研究というものがどうして何か生まれてくるという、ヨーロッパと違つた伝統があると思うのです。したがって、私はこの海洋開発センターの中に研修という一つの項目があるのは非常によろしい、研究者だけでなく、その研究者について学ぶ者がある、学ぶ者と研究する者が一緒にある地域の中にほんものが生まれると思ひますので、こういう総合開発センターの発展の方向には、研究と教育を兼ね備えたような日本の大学院というふうなものがだんだんと発展していくのが望ましい、こういうことを私は思ひます。そういう方向でひとつ御検討願ひたい。

時間をあまりとりません。具体的な法案の中身についてはもう質問いたしません、大臣それだったので最後に一つ。

一番総合センターが生まれるときに、将来開通ののいために確定しておかなければならぬのは、こういう総合開発センターの基本的理念、これをしっかり責任者の長官が持ちになつて提案をされ、運営される伝統をおつくりになる必要がある。そこでこの総合センターの基本的理念を大臣にお聞きしたいと思ひます。

○西田国務大臣 何と申しましても、島国日本といたしまして海洋開発と真剣に取り組みをいたし

まして、そして必ずしも諸外国並みにいつておりません。水産や何かは別でありますけれども、ことに海洋工学的な面におきましてはかなり立ちあぐれてあります。この立ちあぐれを取り戻して、そして世界における海洋開発の先進国とまで行かなくても、そこまで行きたいものだと思ひます。そのためには審議会もつくつていただきましていろいろの角度からの御検討を願ひわけでございませうけれども、何と申しましても、海洋開発の先決問題はまず技術を身につける、技術を開発していくということであらうと思ひます。これが一番基礎にならなければならぬと思ひわけであります。そういう意味から申しまして、いままでフランスなんかにはりつばなセンターができておりますけれども、こういうものが今日までできなかったことは非常に残念に思ひますのでございまして、これは単なる技術の開発だけでなく、先ほど先生がお述べになりました人材の養成、研修、こういったこともその任務の大きなものの中に含まれておるわけでございませう、こういうようなセンターをつくり、しかも私どもの考え方といつたしましては官民の力を合わせてつづかなものをつくつていくということが適切であらうと思ひます。そのわけでございまして、そういう意味におきまして、まず海洋開発の科学技術の解明、そして研究開発ということと取り組む、そのためにはやはりこのようなりつばな施設を持ち、これはとりあえず五年計画を持っておりますけれども、さらに将来五年後におきましてはもっとこれを充実させて、ただそこに一カ所置くだけではなくて、もう少しやはり国内におきましてもあるいは支所のようなものをつくつていくというようなことも考えていきたいと思ひますが、要するに技術開発の中心の推進母体をつくつていく、こういうところに今回のこのセンター設置の大きな目標があり、ねらいがある、こういうふうに考えております。

○山中(吉)委員 抽象的に聞きましたので、私の気持ちを十分にくみ取つていただいた回答にならないのですが、洋上国家としてわれわれが開発をする場合に海洋観というのですか、こういうものをしっかりと確立をして持つていくべきだ。だから海洋というのには日本民族の新しい領土として拡大していくというの考え方の中に進展をしないといふ間違いを起す。したがって、この法案の中にも単なる生産技術の開発ということが海洋開発のすべてであるようなことであれば、先ほど長官がおられなきに、誤つて開発をすれば、これは海洋自体が民族を滅ぼすところのものになるのだという大い危険のあるものですから、それをしつかりと持つてこういう構想をお立て願ひたい。

われわれの人類の歴史の中からいっても、海というものは昔は単なる交通路であつた。しかしそれが現代は新しい人類の生活の場になりつつあるんだし、また海洋が資源の供給源としては、食糧の供給源だけであつたものが工業資源の供給源になり、海底資源が大きい問題になつてきておる。あるいはエネルギーの供給源にもなり、海中の発電施設まで生まれ、あるいはわれわれの生活のレジャーの供給地にもなつてきておる。で、人類の新しい生活の場なんだ。これをわれわれ人間が正しく支配するかどうか、人類の生きるか死ぬかの問題ぐらゐのそういう大ロマンチズムを含んだ海洋開発があつてこういう構想が出なければ、再び日本が公害列島になるような開発になるというところをしつかりと行政庁の長官は持つていかねばきだ。

ことに日本の進むべき道を考えたときに、私は海洋というものが活用されるという立場で人類の開発を考えたときに、地中海というのだけが活用できる場合に地中海文明があつた。大西洋というものを交通路に自由に開発できる技術が発達したときには英国を中心に大西洋世界ができたが、いまは太平洋がもう人類のいわゆる新しい場として生まれつつあるので、太平洋世界だと思ふ。向うにはアメリカあり、南アメリカあり、南に豪州あり、アジアの海岸には共産圏の中国、ソ連が

ある。全体の中に新しい人類の第三の太平洋世界が生まれる。その中にあるアジアの側の岸べにあるところの洋上国家の日本だから、この太平洋の中核的な日本の進むべき国際的地位を考えながら、国策として海洋開発を考えていくべきだ。単なる経済的合理主義による生産向上というふうなちつぽけな考えの中に住むべきじゃないんだ。その中にこういう法案というものが出ないと、科学技術特別委員会が議論するのにも私にはそぐだと思ふ。そこで長官にそういう意味の一つの構想をお持ち願ひ、やがてこれが単なるいわば海洋技術庁が個々の生産技術に隷属するようになるのではなくて、この中から海洋省が生まれるくらい一つの構想のもとに提案をされることが望ましいし、こういうものを案外持つておられないと、これは非常に弊害が出ると思ひます。

法案の構成の中に、私はちよつと読んでみましたけれども、監督する立場が投資をし、そして民間の投資を含んで、その中に先ほど疑問が出たのですが、準公務員の立場で役職員は国が出す。監督する者、される者が混乱をする中に、やはりそこにいる人間の間違ひを起す法案の構成だと私は見たのです。これはここで時間を取らないので申し上げませんが、何としても基本的な構想をひとつしつかりと立てて、そして科学技術庁の担当行政官その他が一つの高い理念を持つて進めていかれることを切望いたしたい。長官の御意見を聞いて終わりにいたします。

○西田国務大臣 十分御趣旨に沿うような答弁をいたさないで失礼をいたしました、全く先生の仰せになるとおりだと思ひます。地球の表面をおおつております陸と海とを比べれば海のほうがはるかに多いでございます。そして昔は七つの海を制すればどうとかいつたこともありますが、いまはそれは全く違つた意味におきまして、いまの先生の海洋観を持つてという御意見は全く同感であります。私にはある識者からこういう話を聞いたのであります。陸と海とを比べると陸は海に比してはるかに資源が多いんだ、こういう話がある識者か

ら聞いたことがあります。私は非常にりっぱな識見だと思つて伺つたのでありますが、全くこれは面積からいひましても、それからまた実際に資源量からいひましても、陸よりもはるかに多いものが海の中に賦存してゐるというふうに考へて差しつかえないと思つてゐる。大陸だけでなく、夢を持つて、これから開発していく。われわれの生活の場を海に求めるといふぐらゐの気持ちで、これから海洋開発に取り組んでいくべきであるというお考え、御意見は全く私も同感でございます。ちよつと先ほどは少しセンターにとらわれた御答弁を申し上げましたが、そういう気持ちでやはり海洋開発と取り組むという基本的な考え方が必要であると思ひます。そういう意味で、このセンターはもちろんでありますが、審議会も改組願ひまして、そして広い立場、広い視野から、ひとつこれからの海洋開発をいかに取り組むべきかという課題から取り組んでいくことを、実は考へておるわけであります。その一環としてのセンターをつくるわけでございますが、全く先生の御意見のような気持ちで、私はじめ役所の者全体がそういう姿勢で取り組んでいきたい、かように考えます。

○渡部委員長 関連質問の申し出がありますので、これを許します。田川誠一君。

○田川委員 いま山中委員が言われました海洋開発と汚染といひますが、公害と申しますか、その関連はたいへん重要な問題でありますので、私は質問といひよりも、もう一度大臣に要望を申し上げたいと思つたのです。

最近、こうして海洋開発が非常にブームになっており、そして民間企業が海底資源の開発というものに非常に強く取り組んでおる。ところが、一方におきまして、世界の海洋学者の中には、いま山中委員が指摘したように、海洋開発によつて海が汚染されるのじやないか。それから、この海洋開発によつて、これが軍事利用されるのじやないかという懸念が非常に強いわけです。これはアメリ

リカでも、フランスでもあるいはまたヨーロッパ各国でも、そういう心配がずいぶん出てゐる。日本でも水産業界の中にあまり海洋開発の関心が出てゐないのです。なぜ出てゐないかといふと、海洋開発が進むと魚がとれなくなるのじやないかという懸念があるわけです。そういう懸念といひものを、十分ひとつ国は、政府は認識していただいで、海洋開発といひものが広く海洋汚染の防止まで含めるのだという気持ちでやつていっていただかなければならぬと思つたのです。私は昨年世界の民間の、海洋学者の会議に出てまいりましたけれども、そこで話し合いが行なわれたことも、海洋汚染といひものを非常に心配してゐるのです。ですから、そういう意味で、ひとつこのセンターも海洋汚染といひものを十分研究していくのだといふことを、政府は考へていっていただきたい。このことを要望したのがたし申し上げた次第でございます。

○西田国務大臣 開発によつて汚染が増大する、これはもう非常に戒心すべき問題でございます。海洋開発と申しておりますが、むしろ海洋開発の中にはいま先生の言つたやうな汚染の防止も、将来起きるであろう汚染の防止ももちろんありますが、現在起きておるこの汚染も、これをひとつ排除していく、こういった心持ちでこの海洋開発に取り組まなければならぬ、かように考えます。したがって、審議会等におきましても、そういう問題を十分にひとつ審議していただくつもりでございますし、このセンターにおきましても、そういうような心がまえで運営をするといふふうにいたしてまいりたいと思つております。

○山中(吉)委員 いま田川委員も言われたやうに、水産業界もやはりそういうことで懸念をしておつて、開発の阻害になる点もあるのですから、私、理事でも何でもありませんけれども、法案を採決される際には、その運営について、できればそういうことが附帯決議その他でされることを御希望申し上げて終わりたいと思ひます。

○渡部委員長 次に近江已記夫君。

○近江委員 今回海洋科学技術センターの法案が通つて、センターが発足することになつたわけでございます。この海洋開発の推進については、国際的にもまたわが国としても非常に大きな世論の高まりとここ数年なつてきたわけでありす。政府も、非常に遅々とした取り組みのようには思つておつたわけでありすが、ようやく重い腰を上げられた、そして今回こういうセンターができた、それについては非常に評価をしてゐるわけでありす。

しかしながら、この海洋開発の体制づくりの上からはまだまだ十分とはいへないのじやないか、このように思つたわけです。そこで、そういう体制づくりの一環としてこういう認可法人の形式で海洋科学技術センターを発足させようとなつておるわけでございますが、その今回の発足についての意義といひますが、それについてひとつ簡潔に長官からお伺ひしたいと思ひます。

○西田国務大臣 海洋開発は、ここ約十年間、政府も積極的な姿勢で、まず海洋開発に必要な科学技術の開発といふことから取り組んでまいつたことと御承知のとおりでございます。科学技術審議会を設けて、それぞれ三回の答申をうけようといひし、その答申を基礎にいたしまして、政府部内におきましても推進会議をつくつて、具体的な基本計画もつくつてやつてまいりました。しかしながら、先生が申されましたやうに、海国日本としての海洋開発に対する国民の世論といひものは非常に高まつてまいりました。また民間の動きも非常に積極的になつてまいりました。

そこで、一方におきまして、海洋開発全般に対するところの各般の基本方針をひとつ定める必要がありすので、すでに御審議をちょうだいいたしました開発審議会に改組いたしまして、このような海洋開発の基礎的、基本的方策の検討を急いでいたしたいと思つておるわけでありすが、何と申しましても、いままでは科学技術審議会が、科学技術に關していろいろな検討、審議を続けてきたわけでございますが、いよいよ実行段階に

入つたといふふうに思つたわけでありす。実行段階に入つた、その実行の第一の方策といひまして、こういうセンターをつくつて、ここで従来国の予算でつくつてまいりましたいろいろな海洋開発の基金その他もございすが、それを総合的にひとつまとめ、しかもこれを民間の協力を得まして、そして要するに、海洋開発の技術開発に關しますところの中心をつくつていくといふのが、今回海洋科学技術センターをつくることになつた理由でございます。ぜひともセンターを活用いたしまして、そしてさらに海洋開発の科学技術面におきまして、その積極的な振興をはかつてまいりたいといひのが率直な気持ちでございます。

○近江委員 この海洋科学技術審議会が、今回法案が通つて、海洋開発審議会と、いま内閣委員会がかつておりましたけれども、私はこれについては非常に評価をするわけでありす。われわれがかねて主張していたことをそこまで持つていかれた、これは評価をしてゐるわけでありす。そこで、こういうセンター自体に限つて言つても、審議会が海洋開発審議会となつておるわけでありす、海洋科学技術審議会から。それではこのセンターだつてもっと大きなビジョンに立つて、ほんとうにわが国の海洋開発を進めていくといふのであれは、総合的なセンターとするならば、海洋開発センターと、もっと大きくとらえることできなかつたのですか、これ。その点についてはどうですか。

○西田国務大臣 われわれはいままでは科学技術といふことを審議会の場においていろいろ検討して、そしていろいろ推進してまいつたわけでありすが、先ほど申し上げましたやうに、いよいよ実行の段階に入つたといふところで、こういうセンターをつくることになつたわけであり、名称は、あるいは技術といひ名前がなくて海洋開発センターといふことでもよかつたかもしれせん。しかしながらこれはまず何といふても技術が将来の開発の基礎をなす、基本をなす、先決の問題であると考えますので、範囲が狭いといひにお感じになるか

と思いますけれども、海洋開発に対する科学技術の面におけるセンターということにいたしました。スタートしたいということになったわけでございます。海洋センターと申しますと非常に窓口が広いのでありまして、そこでいかに海洋開発に關するところを全部やる認可法人をつくるということがはたして適當かどうか。そこら辺は国の政策としてはいろいろやっていたらなければならぬが、まず技術に關することを中心としたセンターをつくり上げて、しっかりとしたものをつくらせて、そうして海洋開発の土台にしたい、こういった心持ちからこういうものをつくることにいたしましたわけでありまして。

○近江委員 外国の例を見ましてもたとえばONEXOにしてもアステオにしても、そんなただ技術だけという狭い観点にとらえていないわけですよ。やはり少なくとも海洋開発の中心としてのセンターとしてのやはり意義づけがあるわけですよ。最初から科学技術に限るのだというように、審議会は海洋開発審議会としておいて、そして実際のセンターは海洋科学技術だ。そういう大體ビジョンが私は政府に薄いと思うのです。壮大な、これからの海洋をいかに調和ある開発をし、人類に貢献していくか、そういう観点からすればもつと大きく——発足はなるほどそれは資金の点もあるでしょう。しかし十年後、二十年後にはどうしていいのだ、そういう最初のスタートから夢も何にもない、現実面のほんちよつと先をやっていくのだ、私は今回何もないところからこういうようにされたことについては、それはそれなりに評価をするのですよ。しかし同じやるならもつと大きなビジョンに立つて、なぜそういう将来計画を立てた上での第一歩であるというように構想はできなかったのですか。局長さん簡潔に答えてください、だいぶんまだ質問するわけですか。

○石川政府委員 海洋科学技術センターの科学技術という問題でございますが、われわれの考え方としては、海洋開発というものは相当大

きいものであるということはおっしゃる通りでございます。ただ、今後の海洋開発というものが、やはり科学技術というものを中心に進めなければ、いわゆる諸外国で行なっているような海洋開発に對照し、さらにそれを追いつくことはできないということ、現在の海洋開発というものは科学技術がなくてはならないということでございます。したがっていままで考え方をいたしました。これは相当大きなビジョンというものは、この海洋科学技術センターが将来育っていく上において出てくることは当然だということに考えております。

○近江委員 科学技術の重要さはわかるわけですよ。そのしんになることはわかるのです。ただ、ただつけたただだということに非常に不安な、名前ひとつつけるにしても、その名前からまた将来の土台といひますか、芽生えていくものがあるわけですよ。出発の当初からそういう何となくに限られたような、大きなとらえ方の中で重点的にどれをとらえていくかとやっていた方がいいのです。その辺のところを非常に安易に政府は流されておると私は思うのです。

○西田國務大臣 宇宙海洋局というものを一つ私は体制のことで申し上げておきたいのは、当初われわれは海洋局をつくつておきたい、宇宙局もつくるべきだ、このように言っていたわけですよ。そこで政府としても原案を研究調整局と宇宙海洋局というのに分けて、研究調整局には調整課、総合研究課、環境科学技術課、宇宙海洋局には次長を置いて、宇宙海洋政策課、宇宙調査国際課、宇宙開発課、海洋開発課と、私は、本年度は科学技術庁も非常に前向きに取り組んでいただいている、いよいよ政府も本腰を入れてやっていたくように思ふたのだ、何が、何もできていないじゃないですか。長官として本気になって努力していただいたのですか、どうでございますか。

予算要求を出しまして、努力はいたしました。努力はいたしました。先生御承知のとおり政府の基本的な方針がございまして、残念ながら今回は実現できなかったのでございますが、われわれは決してこれに挫折したわけではございません。どうしても私は宇宙海洋、ほんとうは別につくることができればなおかつこうですが、なかなかそう急にまいりませんので、宇宙と海洋と合わせたら局をつくりたいのでございます。しかしながら、これはたいへん申しわけないのでありますけれども、御存じのような基本方針がございまして、人の關係もございまして。今回は各省定員の削減ということが実際に各省にわたって行なわれておりますが、これは特に海洋のほうにふえたというところでございまして、科学技術庁全体で、よその各省が減っておりますのに対比いたしましては、わずかでございまして、何名か定員が実質増があつたというようにございまして、ぜひ引き続いてそういうような機構の整備もはかつてまいりたい、かように考えております。

○近江委員 長官の前向きなお気持ちばかりです。それから先ほどの、なぜ海洋開発センターという大きな構想を打ち立てなかつたというおしかりであります。これは局長申しましたように、何と申しまして中心が科学技術であるということから、まず科学技術と真剣に取り組んでいくという以外に理由はないのであります。こんなことを申すとおしかりを受けるかもしれないが、海洋開発の科学技術審議会も十年間やってまいりまして、そこで今度は広範な海洋開発審議会に今回改組させていただきますことになりましたように、この科学技術に關しますところのセンターで十分な機能を發揮して、そして効果をあげました。これはもう少し広範なセンターに切りかえていくということも十分考えられることではございますが、まずひとつ中核的な科学技術と真剣に取り組むたい、しほつていこう、こういうところにあることを御了承願いたいと思ひます。

した。われわれ議員の一人といたしまして、特に宇宙なりあるいは海洋につきましても、原子力につきましても、われわれとしては非常に今後の重要性をみな感じております。その点は各党も一致した考えを持っておりますように私は受け取つておるわけでございます。われわれとしても今後できるだけの努力をやつていきたいと思つております。さらに来年度予算においては宇宙局なり海洋局なりつくつてもらいたいと思ひますが、少なくとも今年度予算で努力なさつた宇宙海洋局、これについては全力をあげて発足をさせていたきたい、このように思ひますが、それと現在の海洋科学技術センターは海洋開発センターへ早く持つていくようにやつていただきたい。この二点について、いまは長官の抱負でございまして、私も、さらに強い決意を簡単に申し上げたいと思ひます。

○西田國務大臣 両方ともそういうように鋭意全力をあげて努力したいと思ひます。○近江委員 それからこれは認可法人になりました、産業界からも相當な資金といふものが出るわけでありまして。いままでの、たとえば宇宙開発事業団とか石油公団とかに比べますと形態が非常に違うと思ひます。それだけに産業界のそういうような力が従来のそういう事業団に比べると強く働くのじゃないか。そうしますと、これを設立した、ところが産業界の要請にとかくこたえていくのだということ、研究なり業務なりが、言うならば海洋開発なんかに従事してゐるのは大企業が主なんですけれども、そういう大企業サイドに立つものになりがちじゃないか、引っぱられるのじゃないか、本来国がこうやっていくのだという方向がそれでくずされていくというのを私は非常に心配するわけですよ。真に国民の利益につながるものであるかどうか、そういう研究を進めてもらわなければならぬわけですよ。その点今回のこの法人というのは非常に心配であります。その点政府としてはどう受けとめておりますか。これは局長と長官にひとつお聞きしたいと思ひます。

います。

○西田国務大臣 今回民間の協力を得てこういうセンターをつくることになりました。ともすれば政府だけにたよりがちであるという民間の姿勢は私は必ずしも歓迎できないと思うのです。やはり民間のみずから持っている力を出して協力してやっていくという心がまえを持ってもらうことは、私は必要だと思えます。その意味におきまして今回は非常に協力的でありまして、その点は私どもはたいへん経済界の御協力を多としております。しかし先生がおっしゃいましたように、そういう資本を出したとかいうようなことで業界の経済主義に引っぱられて、そうして十分な当初の目的を達しないことになりはせぬかという御心配でございますが、十分に歯どめをしておくつもりであります。

その歯どめはいろいろございしますが、まず十分な監督をやる。先ほども御議論があったようでありましてけれども、役職員は公務員に準じた扱いをするというところから辺に考えを及ぼしてあるわけでございますが、まず人事の認可あるいは業務方法書あるいは業務計画、こういったものは十分にとつ監督をいたします。そうしてまた業界もそんなけちな考えを私は持つておらないと思えます。大いに国と一体になつて日本の海洋開発のための中心になる技術開発に積極的に協力する、こういう姿勢だと存じますから、そういうことのないようなことにつきましては十分配慮をしてまいるつもりでございます。

○石川政府委員 この海洋科学技術センターが発足する段階になりますと、監督の問題につきましましてはたぶん研究調整局がその担当になるといふふうに考えられるわけでございます。したがいましめて、ただいま長官からも答弁いたしましたように、このセンターの運営につきましては、十分そのような御趣旨に沿うようにわれわれも努力してまいりたいというふうに存じております。

○近江委員 そこで水産資源なり何なり、いろいろな研究所が海洋開発についてはたくさんあるわ

けでございますが、特に大学にも、たとえば東大なんかも海洋研究所もございまして、そういうような各大学のそうした海洋研究というものとそういう基礎研究といましようかそういうものと、海洋科学技術センターとの関係というものについてどう見たらいいわけですか。

○西田国務大臣 私は大学と各研究所、これも研究所の一種だと思えますが、研究所というよりももう少し実務的なものを持った研究所と考えていいと思えますが、私はもう少し大学とこれらの機関とが密接な関係に立つべきだと思っております。そういう意味で実は文部大臣ともこういう問題につきましまして会談を行なつたことがごく最近にございまして、大学に対してこの研究機関等もできる限り活用してもらいたい、大学にも必要な、可能な限りこれを共同的に開放する。開放というものは少し行き過ぎかもしれませんが、そうさせるというのを申し出ておるのであります。今回の場合におきましても大学あるいは研究所等と十分密接な関係をもちまして十分これを活用してもらいたい、こう思っております。

○近江委員 それから国際協力という点についてですけれども、外国の研究者等、これの受け入れ等についてはどう考えておるか。さらに共同調査、共同研究等についてはどのように考えておられるか、この点について簡単に聞きたいと思えます。

○石川政府委員 現在このセンター自体において国際協力でどうこうという計画はまだ現実の問題として作成をしておりませんが、海洋開発を行なうにあつては当然そのような国際協力が必要になつてくると思えます。したがいまして、今後そのような状態になりましたときには十分前向きの姿勢でこれと取り組んでいきたい、このように考えております。

○近江委員 それで海洋開発といましても、非常に大きな水産資源あるいは鉱物資源あるいは海の持つエネルギーの利用とか、そのスペースの利用とか、さまざまな問題があるのかと私は思うの

ですが、この間水産庁長官が漁場総点検の中間報告を参議院の予算委員会に明らかにされたわけですが、今後の海洋開発を進めていく上において水産資源に及ぼす影響とかあるいはスペースの利用等の問題とか、さまざまな影響を与えてきておるわけですか。この点についてきょうは水産庁も来ておられますし、その海の汚染状態の問題点について簡潔にひとつ御説明願いたいと思えます。

○田中説明員 最近お話しのように漁業公害が進行している際でもございまして、漁場環境の悪化が見込まれていく水域につきましましてその現状を把握いたしますとともに、適正な水質の保持と漁場の環境の維持、回復に必要な対策の推進をはかることが必要でありますので、四十五年度において各都道府県に委託費を交付いたしました。全国二百二十七の水域、その内訳をいたしまして、海面は百三十七水域でございますが、内水面が九十水域となつております。そういうものについて水質、底質及び水産動植物への重金属類の蓄積について調査を実施いたしました次第でございます。カドミウム、水銀など重金属類の分析がまだ終わっておりませんので、総合的な判断を下すにはなおしばらくの間が必要であると思えますが、いままでの中間的取りまとめによりますればODまたはBODで見ると限りにおきまして、おおむね半教程度の水域において水質汚濁が進行しているように思われます。今回の調査の結果の取りまとめを待ちまして、さらに必要を調査検討を深めていきますとともに、都道府県に対して、水産業の立場から必要な措置を講ずるよう、十分指導助言を行なつてまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 中間報告で、約半数以上の海面がそのように汚濁をしてきておる。そうしますと、これはさらに調査が進めば汚染状態というものが地域的にもあるいは内容的にも拡大していくという事はこれは火を見るより明らかです。一番海がきれいといふときに調査した時点で半数以上がそのように汚濁してきておるわけですか。こういう点

から考えていきますと、水産資源に与える影響というものはこれははかり知れないものがありますし、重金属等のそういう汚染がさらに進んでいけば今度はさらに人体に与える影響等、はかり知れないものがあるのじゃないか、私は非常にその点を心配するわけです。さらにスペースの利用等からいいますと、たとえば建設省なんかも全国的に約二十カ所ほど六十年までに非常に大規模のレクリエーション構想を立てていらっしゃるわけですが、その内容をずっと見てみますと、ほとんど海を取り込んだそういうセンターです。この地域には海中展望塔、海中牧場、キャンプ場、周遊港などの施設を配置する、また土地利用を進めていく上で、農林水産業など地場産業の振興という立場からフィッシングセンターや養殖場などの建設を通じて、レクリエーション都市としての整備を積極的にはかっていく。これだつて、そんなに海がどんどん汚染されて汚濁していけば大きな曲がり角に立つのじゃないか。さらに厚生省も海中公園をいま二十カ所ですか、二十カ所を指定なさつておりますが、これだつて今回の発表から、大体BOD、CODが非常にふえてくれば汚濁していくにきまつているのですから、少なくとも海中公園というのは透明度が高くて、そうして海の熱帯魚なり何なり、魚が泳いでおる海中景観ということが一番大事になつてくるわけですよ。それが根本的にこわされてくる。そうすると、海中公園を幾ら指定したつて、濁つたようなところでは海中公園の意味も私はないと思うのです。きょうは建設省も厚生省も来られておりますから、両立場からこの海の汚濁についてどのように今後考えていかれるか、お聞きしたいと思えます。

○川名説明員 私どもただいま先生からお話がございまして、全国で二十カ所程度の規模のレクリエーション都市の構想を持ってあります。この構想は、すでに東京湾なり大阪湾なりといった地域におきまして海水浴等、海域利用のレクリエーションが不適当になつておるといふ実態がございまして、これは何から起こつたかと申します

と、主として工業として装置性工業により工業化でございます。したがって、そういう工業化がさらに延伸いたしまして、海城をレクリエーションの場からついでいくことを未然に防ぎまして、レクリエーションとしての地域を先取りをさせていただきたい。特にそれは最近レクリエーション需要が非常に爆発的にふえておりますこと、それから都市内になかなか緑地がとれないという実態、それからもう一つは、かなりモータリゼーションによりまして利用圏が広域化している、こういった実態を踏まえまして、できるだけ清浄な海城におきましてレクリエーション都市をつつていく、こういう考え方でございます。したがって、汚染した海域を利用するというものではございませんので、清冽な水域を利用していただく、その場合におきまして、レクリエーション都市でございますから、かなりのレクリエーション人口がそこに集中する。集中いたしますと勢いまたそういう人口によりまして、人工的な汚染が起るのじゃないかという懸念もございまして、私もどなたかしましては従来の観光開発的な問題を阻止をいたしまして、一定の都市計画法に基づきます土地利用の規制のもとにおきまして、土地の適正な利用をはかる。それから一つの団地といたしまして、下水処理場でございまして、その他のじんかい焼却的な施設等を併設をいたしまして、これが汚染なりあるいは汚濁なりといった問題を防止しようというこの計画でございます。大体におきまして現在内湾地域はすでにむずかしい状態でございますので、外洋地域につきましてそういう計画を進めておる次第でございます。

○岡田説明員 お答え申し上げます。

厚生省におきましては、先生御指摘の海中公園につきましては、先般の第六十三国会でございまして、ここにございまして法律を改正いたしました。海中公園の制度を設けた次第でございます。これに基づきまして、昨年の七月一日に十カ所、それからことしの一月二十二日に十二カ所、合計

いたしまして二十二カ所の海中公園を設けたわけでございますが、この海中公園は先生御指摘のとおり相当の透明度を有し、それからまた見るに足るべき動植物を有する区域について指定を行なうたわけでございます。問題は、この海中公園の景観維持、一つにはその条件でございます水質、透明度、そういうものをいかにして確保するかという点が問題になるわけでございます。先般の国会におきまして法律を改正いたしました。海中公園地区に対する排水の規制を行なうことといたしました。国立公園内の海中公園にありましては厚生大臣、それから国定公園の海中公園につきましては都道府県知事、それぞれの許可を必要とするというふうに規制を設けた次第でございます。今後この海中公園地区内、そういう水質をいかに守るかという問題がさらに大きな課題になつてまいるわけでございますけれども、現在のところたとえば水質汚濁防止法であるとかあるいは海洋汚染防止法であるとか、さらには廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございますとか、先般の臨時国会でもって成立した各般の法律がございまして、これらの法律の施行の状況を見守りまして、さらに実態を詳細に把握した上で、もつて的確な措置をとるよう検討してまいりたい、さうに考えておる次第でございます。

○近江委員 この厚生省の場合などは二十二カ所指定なさつていらつしやるわけですが、建設省はこの熊野灘ですか、これから全国二十カ所を進めていかれるわけですか。しかし汚染がどんどん進んでいけば、私は海中公園としての機能を発揮できないのじゃないか、このように思うわけですか。その点早急に、実態調査を水産庁が進めていらつしやいますけれども、共同なさるなり何なり、どういう形をとられるか知りませんが、早急に調査をなさつてやらないとこれは全然意味がないことになると思うのです。その点については両省どのように考えてございますか。

○川名説明員 レクリエーション都市の構想につきましては、御承知のとおり全国総合開発計画、

新全総の構想に基づきまして大型プロジェクトといたしましての観光レクリエーション基地の建設というものを課題といたしましての具体策でございます。したがって、現在経済企画庁のほうから国土総合開発調査調整費をいただきまして、候補地という地域につきまして調査を実施いたしております。二十カ所というのは一応の概定でございます。まだどこにするかというところはきまつておりませんが、今後そのような調査費を十分活用させていただきまして調査を進めてまいりたいと思ひます。

ちなみに、現在調査をいたしておりますのは十九里の地域を中心とする地域、それから瀬戸内海の地域、それから鳥取県の地域、それから四国西南の地域、こういう地域につきましては調査を進めております。あとの一カ所につきましては内陸でございますので、直接海洋問題には関係ございません。

以上でございます。

○岡田説明員 厚生省といたしましては、四十二年に設立を見ております海中公園センターという法人があるわけでございますが、この海中公園センターが和歌山県に研究所を設けまして、水質の汚濁、汚染、それから水質の変化、水質のどのような形でもって動植物が変化してまいるかというような研究を四十六年度以降行なうという予定になつておる次第でございます。しかし先生御指摘のとおり、この海中公園、さまざまに区域に設けられておるわけでございます。それぞれ事情は違つてございまして、そういう点も並行しながら、先生御指摘のとおり全国的にこの調査を行なうよう今後ともさらに努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○近江委員 今回の水産庁の中間報告を見ましても、いま建設省がおつしやつたように瀬戸内海とか四国とか、これはやはりダブつてゐるわけですね。現実には汚染が進んでおる。これから減るというものは——政府としては、これは前国会も十四法案を通したわけですから、いろいろ対策は

とられると思うのですけれども、そんなもの、急にブレーキがかつてなくなるわけはないのですから。むしろどんどん生産が進んでくれば、希釈されたものを流すけれども、絶対量としては海へ流れていく。そうなつてくれば、さらに汚染は進んでいくわけですね。そういう点を考えていた場合、現実には建設省なり厚生省が考えにたつていられつとることも、その実態調査の結果によつては変更せざるを得ないような状態にもなるんじゃないか、このように思うのですが、そういう状態になつた場合になお濁つたままでそれをさらさらについでいけるのですか。その辺についてはさらにお考えに立つていらつしやるわけですか。

○川名説明員 私どもといたしましては、大規模レクリエーション都市、特に海洋性の大規模レクリエーション都市につきましては海水を利用した、まあ水浴でございますが、水浴を中心としたしておりますので、汚染度が非常に高くない地域を対象とするというところは現実の問題としては考えられないというふうに見られます。ただ一般の都市公園的な処理をいたしましては、すでに大阪の浜寺公園でござんたいたっているかと存じますが、内陸部に大型プールを設けまして水浴に供するといふような方法もございまして、場合によりましては計画の一部縮小ということによりまして、別の方法によりまして対策を講じていく、こういう考え方でございます。

○岡田説明員 この海中公園地区におきまして水質の変化を含みます汚染状況につきましては、厚生省、関心を有する汚染状況でございます。先生御指摘のとおり、これがせつ々しく指定したものでございまして、この自然公園と申しますか、国立公園、国定公園の本質的な考え方は、できるだけその地域あるいは水域、これを自然のまま保つていくということに本旨があるわけでございます。この点につきまして必要な規制、必要な調査、先生御指摘の調査でございますが、そういう点につきまして、今後遺漏のないように努力し

てまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○近江委員 海というのは動くわけですよ。ですから、その地域だけを幾ら規制しても、もちろんほかの関連法案があるから全国的な規制は進むわけですけれども、この汚濁の進行度からいいますと、いまよりかききれになるということはないわけですよ。全国何百カ所の水域を調査して半分以上は濁っているわけですよ。そういう点からやうて、努力されることはよく理解できるのです。ところがこういふ状態で現実には十カ所を指定なさっていますけれども、調査の結果濁りがきておる、しかしまだ資金もそこまで投下しておられないというような場合等においては変更等を考えられるわけですか、こう聞いておるわけですよ。

○岡田説明員 現在指定しております点につきましては、現在のところはこれを変更しなければならぬといったような状況にはなからうというふうに判断しておりますけれども、しかし今後、開発等が進みまして汚濁がひどくなるという場合は当然考えられるところでございます。こういう点につきましては、十分その際に地域の変更等につきましまして検討させていただきます、かように考えておる次第でございます。

○近江委員 建設省さんもこのレクリエーション都市構想ということで、われわれも緑なり青い海なりあるいは太陽なり、いま一番失われつつあるものがよみがえるということで非常に喜んでおるわけですよ。ところが、ごらんのように大阪の場合などは、現実には海がそばにありながら一つ土手をつくって、そしてプールで泳がなければならぬ、海がありながら泳げない、そういうふうに非常に構想というものが後退してきておるわけですよ。私はスペースの利用を一つ考えても、今後海洋開発を進めていく上において、この汚染問題というものは非常に大きい問題だと思ふのです。ましてや、われわれのこの水産資源というものが、そのように重金属にかかされておるかからぬ魚を食べさせられるかもわからぬわけですよ。これは現実

に含んでおると思うのですけれども、調査が進めばショックなそういう数値がさらに発表される、そういうことを思うだけでもおそろしいわけですよ。そういう点で、やはり科学がそのように進み、産業が進み、それとともに自然破壊が起ころうと、これについては非常にわれわれ人類すべてがえりを正して考えていかなければならない問題だと思ふのです。

この点、科学技術の先頭を切っていらつしやる長官として、こういう現状をほんとうにどのようにお考えになつていらつしやるか、またこの海洋汚染対策として、このセンター等において今後どういふ汚染対策をどのように扱っていくか、あるいは今後、汚染の水産物に与える影響とかあるいは環境調査とか、そういうものについては科学技術庁長官としてはどのようにお考えでございますか。

○西田国務大臣 海洋開発が進むにつれて海洋の汚染の問題が心配されることは私も同感でございます。まして、何としても防止しなければならぬところでございます。そこでこの海洋開発審議会を今度つくつていただきますと、その審議会ではいろいろなことを検討いたしますが、その中に当然のこととしてこの海洋汚染の問題、開発と汚染との関係、こういう問題を当然究明することになります。そして、その審議の結果によりまして、各省の間において総合調整というのをはかつていかなければなりませんし、また前国会以来いろいろ御検討いただきました公害立法等も十分活用いたしまして、海洋におきますところの公害、汚染、こういうものを防止していかなければならないという立場でございます。

そこで、この海洋科学技術センターにおきましても、単なる開発のみに没頭する、開発の研究だけに没頭するということではないのでありまして、海洋汚染の防止、こういったことも当然研究課題として取り上げまして、そして開発と汚染防止ということとは並行して取り上げてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○近江委員 ひとつこの海洋汚染の問題を、やはりこういうセンターもできるわけでありまして、総合的にほんとうに真剣に取り上げてもらいたいと思ふのです。ですから、海洋開発センターということにしていただければ、あらゆるものを包含したそういう点で進めていける、そういう点で将来こうやってくれ、長官もそのようにおっしゃってありますので、それは了解します。

それから、この海洋開発でいま非常に大きな目玉になつておるのは石油開発なんです。御承知のように、いま資源が日本は非常に不足であるというところで脚光を浴びておるわけでございますが、ざつとこれを見ても、現在もうほとんどが大陸だ、なからとっているわけですね。三井石油開発、アラビヤ石油、エジプト石油開発、中東石油あるいはインドネシア石油資源開発株式会社、九州石油開発、ジャババ・ローサルファ・オイルあるいはジャババ・ス・オーストラリア、サバ海洋石油、あるいはアラバカ石油開発、コロンビア石油開発、これを見ても、開発をやっている八割、九割はもう大陸だ、なを開発をやっているわけですよ。

わが国の場合も、長官も御承知のように、島根沖ではシェルの合併会社、これはフィフティ・フィフティでやっているわけですが、もう試掘やつておるわけですよ。ボーリングやつておるわけですよ。そういうふうな非常に大陸だ、なを開発ということが脚光を浴びておるわけですよ。今後日本としても、海外の海底資源の開発あるいは日本近海の資源開発を進めていかなければならぬわけですが、その場合に大陸だ、な条約をはじめとして海洋法の国際的なそういうわが国の政府の取り組みの姿勢ということが非常に薄いわけですよ。大陸だ、なだつて現実に入つておられませんし、領海問題にしまして、ああいう中南米の国などは二百海里が領海だ、と言つておられますし、そういう一連のその辺の海洋に関する国際法、そういうところのものも非常にわが国の政策はいし、ばらばらに、もうなすがままに流されておるといふ感じ

を受けるわけです。この点、きょうは外務省も来ておりますし、大陸だ、な条約については一体どう考えておられるか、あるいは領海問題についてどう考えていらつしやるか、この辺のことについてまずひとつお聞きしたいと思ふのです。

○堤説明員 現在大陸だ、な条約につきましては、その条約自体に二つの問題点がございまして、これがわが国の加入を妨げているわけでございます。

その一つは大陸だ、な条約におきましては大陸だ、なの範囲がいま一つ確定しておらないわけでございます。その範囲はどういふふうな規定されておりますかと申しますと、第一条におきまして、深度二百メートルまでの海底あるいはそれ以上にわたるときは技術的に開発可能な範囲まで、その技術的に開発可能な範囲までというところがきわめて不確定であるということでございます。

いま一つの問題点は、大陸だ、な資源というものはいかなるものが含まれるかというところで、大陸だ、な条約の規定とわが国の立場と根本的に相いれないところがあるわけでございます。それは漁場資源に対してでありまして、大陸だ、な条約では、収穫のときにおいて定着種族に属する生物資源はこれは大陸だ、なの資源である、こういうふうな規定しております。その点はわが国の従来の伝統的な漁業上の立場と全く相反するものでありまして、この二つのためにわが国は大陸だ、な条約に入っておりません。

これに関して、私も、大陸だ、なにおける生物資源の開発という観点から見ますと、この権利は生物資源の探索並びに開発に対する沿岸国の主権的な権利の行使はすでに一般的に国際法で認められたものである、そういう立場をとっておりますので、その点について大陸だ、な条約に加入しないことによつて何らマイナスはこうむらないという解釈でありますし、事実そう判断できる次第であります。

国際的にその点についていさしくつけ加えますと、この大陸だ、な条約がございまして、その範囲

が技術的に開発可能なところまでということを含めたのは、実はいふん前のことでございます。その後具体的に海洋開発技術が進展して、さらに深いところの鉱物資源の開発もできるようになったという客観的な情勢を踏まえて、国連におきましては大陸架より深いところの深海の海底は国際的な人類共同の財産である、国際海底であるということにいたしました。それを開発する法制度を、これは従来の国際法では全然つくられておりませんでしたので、新たにこの深海海底の開発の法制度をつくらうという動きがございます。これは結局七三年に行なわれます海洋法会議で定められるわけでございますが、その中の最も重要なポイントでございますところの国際深海海底の外側の範囲ということ、実は大陸架のまた範囲でもあるわけでございます。深海海底の範囲がきまるにつれて大陸架の範囲もきまってくるということでございますから、この方面の動きを見きわめてから大陸架の条約に対する態度を確定するのが妥当な手順であろうと思っております。現在のところ、わが国といたしましては、大陸架の条約そのものに加入するということは考えておりません。

それで、先生の御質問の領海の幅員の点でございますけれども、これもただいま申し上げました七三年の海洋法会議の非常に重要な問題の一つでありまして、その七三年の海洋法会議におきまして、この領海の幅員ということが国際的な合意を見ることを切に希望しております。と申しますのは、日本は漁業資源、海運等の観点から海洋国家でございます。海洋法については安定した制度というものができているというところがわが国の利益と存じております。その点から申しますと、現在の領海の幅に対する各国の動向というのはいきわめて不安定で、御承知のとおり、中南米の数カ国は二百海里という広い範囲にわたって領海を主張してある。こういうことは、わが国の漁業上、開発上の立場から見ればはた好ましかからざるところでございます。で、領海につきま

しては、いろいろな国がいろいろな主張をしている中で、十二海里という幅を主張している国が実は一番多数であります。わが国は現在のところ、伝統的な三海里という主張を行なっている国の一つでありまして、これが第二番に大きなグループ。このようにいろいろな幅を主張している国が入りまじっているのが遺憾ながら現状でございますので、これもその国連の場で討議を経たあとで七三年の海洋法会議でまとまるものと思っております。

○近江委員 何か非常に、諸外国がどういう動きをするか、国際関係がどういう動きをするか、そういうことを待つておつてわが国政府としてはやるんだ、特に海洋法についてはそういうルールというものが確立されておらない、たとえば東シナ海の開発にしたら、もう島根沖のときだつて韓国ともものすごくもめてきておる。尖閣列島にしても、あれは日韓台、さらに中国がまた大陸架だ、こういうことも政府は大体はつきりしたルールを知つておかないからこんなことが起きるわけですよ。

具体的に島根沖のあの辺の鉱区の設定について韓国ともめておつた、あれはどうなつたのですか。それから尖閣列島の中国の申し入れ等があるわけですが、あれについても、この三つの共同開発は六月には具体化する、中国の非難を押し切つてやるんだ、こういう動きを民間がやっているわけですよ。民間がやると言われても、当然三つの連絡員の構成あるいは共同開発には関係法規の調整など、政府の関与というものが不可欠になつてくるわけですよ。そういう場合、六月です。そんな何もなしに政府はぽつと見ておるわけですか。具体的にいへば、島根沖の韓国との問題と尖閣列島の六月に共同開発を進めていく問題について、政府としてはどう対処するのですか。

○堤説明員 韓国との間の話し合いにつきましても、双方の法律的な立場を文書にして交換するということになつておまして、これはまだ交換は

見ておりませんが、その点については双方が合意しております。このラインで話し合い、交渉に入るものと思ひます。

片一方の尖閣列島に關しましては、その周辺の大陸架の開発ということ以前に、その島の領有権自体につきましても、実はまず解決されなければならぬ問題がある。この領有権については解決されておらないので、日本側は領有権並びに周辺の開発につきましても、お互いに話し合おうという希望を表明しておりますけれども、これについては先方からまだ回答を得ておりません。

○近江委員 政府の考えの一端はわかつたのですけれども、六月にすでに三國連絡委員会による共同開発の構想、これを具体化していく、こう言っているのです。中国は非難しておるけれども、その非難を押し切つてやうていく、こう言っているのです。幾ら民間だといつたつて、政府は関係せざるを得ないじゃないですか、関係法規の調整とかいろいろのこと。このままずっと成り行きで見ておつて、もしもこれが重大な国際問題に発展して紛争してきたらどうしますか。政府としてはどうイニシアチブをとっていくのですか。何でもかんでも国際的には外国の動きでそれを見てやりますと言ひますが、身近な自分のところの台所に火がついていられるわけですよ。そんなのんきなことを言つていられるのですか。今後具体的にこれはどうなさるのですか。六月に動くと言つておる。

○花岡説明員 六月の会合は民間の会合でございます。これがどういふ具体的な動きになるかはその結論を待つてみなければわからないわけでございますが、これは具体的に漁業権者と申しますか、日本政府に対して漁業権の申請をしておるものはこの会合には入っておりませんので、具体的に政府との関連はいまのところは出てまいらないという状態でありま。

それから先ほど先生おっしゃいました島根沖の西日本石油の開発でございますが、これは韓国との紛争の地域に入つておりませんので、問題はないと思ひます。

○近江委員 通産省ですか、これを受け付けなさつてゐるのは、通産省のところに具体的に出てないからいいんだ。ところが六月に動き出すのですよ。国際的な紛争になりますよ。そんな傍観でいいのですか。現実にもう沖繩は返還になるのですよ。そんな手も足も出ない、腕をこまねいてぼろつと尖閣列島のほうを見ておつていいのですか。しかも島根沖も、韓国が入つていないというけれども、ほんとうに石油が出たら、どんどんな鉱区はこれから掘つていくのですよ。そんな目先の、いま掘つておる井戸一本だけのことを言つてもらつたらこれは困るのですよ。なぜもつと先のそういうようなことを手が打てないのですか。どうしますか。これは海洋開発を進めていける上において長官どうなさるのですか。海洋開発、そのための審議会をつくつてやうておるわけでしょう。やはり少なくとも科学技術庁長官が調整機能といひますが、大きく全部の責任を持つわけですよ。現実には火をふいておる、こういうことを傍観されておつていいのですか。傍観されておると私は思ひませんが、それは失礼があればあやまりすけれども、傍観されておらない長官の見解を開かしてもらいたいと思ひます。

○西田国務大臣 海洋開発審議会が、法案を通していただきまして、動き出すのは七月からなつております。したがしまして、いま先生が御指摘の問題は、時期的にそれから先になるわけですが、もちろんこの問題に限らず、国際関係の問題も海洋開発審議会のそれぞれの部会におきまして検討されるわけでありま。大陸架の問題、領海の問題等、深海、海底利用の問題も、もちろんその審議の対象になるわけでありま。いまの問題は私のほうの責任と申しますより、やはりそれぞれの各省が所管されておるわけでありま。それから、そういう海洋開発審議会等の場において審議されたその結論につきましては、私どもとして善処したいと思ひますが、いまの問題は私の責任と申しましても、ちよつとお答へが直接ににくいのであります。

す。これについて長官として関係各省集めてやる
とか、あるいは閣議ではあるとか、その辺も少し
具体的に出していただかないと、私だけじゃな
いのですよ、横にいらつしやる田川先生だって心
配なさっていると思うのですよ。

○西田国務大臣 国際紛争が起きては困りますの
で、国際紛争が起きないようにして開発が進むよ
うに関係各省と十分、鋭意打ち合わせを進めてま
いりたいと思います。

○田川委員 関連して、外務省でも通産省でもい
いですが、ちよつとお伺いします。いまお答えで
きなければ、あしたでもけつこうです。

大陸だなの排他的権限の及ばない地域に海洋の
調査をすることが可能かどうか。たとえば海底の
地質調査をする、そういうことができるかどうか。
つまり大陸だなの管轄区域がはつきりしていな
い地域で地質調査というものができ得るかできな
いか、これをちよつとお聞きしたいと思ひます。
いまだきなければ、あした調べてお答えいただき
たい。

○堤説明員 法律的な意味で可能か不可能かとい
う御質問と思ひますが、法的には何ら規制はござ
いませんので、科学的な調査でございましてら
いかなる国でも自由に、すべての国が自由に調査で
きることになつております。

○近江委員 それで、先ほど島根沖のこれを申し
上げたのですが、今度秋田沖に五月からたしか石
油資源開発公団ですか、第二白竜号を使ってやり
ますね、最新式の装置を使って。そのように、日
本の大陸だなの開発というのはどんどん進んでお
るわけですよ。ところが、調査がまだまだ行き
渡っていないわけですよ。この前にお聞きしたとこ
ろでは五カ年計画だ。私はアメリカのウツボホー
ルに行つたときにエメリー博士ですか、あの人の
お聞きしてびっくりしたのですけれども、日本の
大陸だなの全部調べていますよ。外国が日本の
の足元まで、日本近海から世界じゅうみな調べ終
わつておるわけですよ。これだけ進んでいるのに
いまだ五年間、しかもそれは年度ごとの計画ど

おりにいつていませんよ、いまお聞きしていると
ころは。そういう状態ではないのですか。それに
いてはどう思われますか。どのように計画を進め
ていかれますか。

○花岡説明員 大陸だなの基礎調査につきましては、
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の答
申で五カ年計画というものができておりました。
その計画に従ひまして昭和四十五年度以来海域の
調査を進めておるところでございます。それで四
十五年度は石狩・礼文海域、それから下北・阿武
隈海域の二海域を実施いたしました。四十六年度
は宗谷・網走海域、関東海域、南九州海域とい
う三海域を実施するという計画にいたしております。
このような調査計画は、物理探査の装置の運
用の問題あるいは企業の開発計画というものとに
らみ合わせてつくつておりました。この答申が出
た段階におきましては適切なものであるというふ
うに考えられたわけでございますけれども、最近
の石油資源開発における大陸だなの開発促進の必要
性が非常に高まつておるといふ見地から、調査を
早めることにつきましては今後検討したいと思
ひます。

○近江委員 この席で私も一つ確認しておきた
いのですが、通産省は五カ年計画とおつしやつて
いる。この前、科学技術庁にお聞きしたら十カ年
計画ですよ。たしか四十五年度から発足したと思
うのですが、六十二年度に於いて、今年度はたし
か五海域くらいでしよう。通産省と科学技術庁の
方針なり実施の食い違いというのはどういうよう
になつておるのですか。

○川上説明員 ただいまお話がございました六十
二年度に於いてやりますのは海の基本図と申しま
して、二十万分の一の地図をつくつておる計画
のことだろつと存じますが、このことにつきまし
ては非常な御理解をいただきまして、今年度と明
年度で新しい二千万分の一の船の建造をお認めいた
だきまして、明日起工式が行なわれますが、予定ど
おりでございます。この船ができれば、船は
明年の二月の末には私のほうに引き渡されること

になつておりますので、その時限において、いま
使つております船のほかにもう一隻それを投入し
たしますと、昭和五十年まででにき上がる。こ
の計画は最初お認めいただきまして線に沿つて進
んでおりました。昭和四十二年度から行なつてお
ります。現在すでに六組の地図を出してございま
す。本年度は北海道付近、北海道の小樽湾付近を
測量いたしまして、明年度はオホーツクのほうに
かけて測量いたすという予定で、この計画はおか
げさまで順調に進んで、五十年には終わる予定
にいたしております。

なお、外国も日本の周辺の大陸だなのつきまし
て二十万分の一というより大きな資料は持つて
おらないはずでございます。小縮尺の、たとえ
ば百万分の一とかそういう小縮尺の地図はつくつ
ておられます。これはわが国でもすでにつくつて
発行いたしております。そういう意味で、ほんと
うのベースマップというものはまだこれからつ
くつていくわけでございますが、開発の計画と
の関係は、私のほうがベースマップをつくつてい
く。したがつて、どこに何があるというこつと
なくて、日本の周囲全部をつくるという計画で進
んでおります。それから、その中で特にどこか資
源があるというようになつてきますと、それは
私もではなくて、開発を担当される方のほうで
おつくりになるというふうな考えでやつてござ
います。

○近江委員 いずれにしても、そういう基本製図
といひますか、それは今後あらゆる海洋開発を考
えていく上においても基礎資料でありますし、片
一方は十カ年計画、片一方は五カ年計画、それ
だつたら困るわけですよ。ですから、その辺を、海
象あるいは気象にしろ、いろいろ調査しなければ
ならないことは山ほどあるわけですが、一刻も早
くそういう基本的なことはそろえるべきではない
か、このように思ふのです。その辺の調整促進に
ついて、長官としてはどういふ努力を払われます
か。具体的に長官のお考えを聞かしてもらいた
いと思ひます。

○石川政府委員 具体的問題でございしますの
で、私からお答え申し上げたいと思ひます。
このような促進調査につきましては、従来海洋
科学技術審議会におきましての答申を受けまし
て、官房長ベークスで海洋開発に関する推進連絡
会をつくつておりました。一昨年の四十四年の七月に第
三号諮問に対する答申が出まして、それに基づき
まして第一次計画を策定いたしました。それをま
た半年ほど後にさらに具体的な内容を少し改めま
して計画を立てて、現在その計画に従つてやつて
おります。したがつて、現在海上保安庁の水
路部あるいは通産省で行なつておりますそのよ
うな測量につきましては、この計画に基づいて、ま
たこの計画に記載された内容に基づいて進めてい
るといふのが現状でございます。ただいま御指
摘のように年限の食い違いというような問題が起
きて、そのために非常に調査にふぐあひを生じま
した場合には、さらにこの計画を改定しながら進
めていきたいというふうな存じております。

○近江委員 もう時間もありませんので、しほつ
ていきたいと思ひますが、そこで、先ほど石油の
問題も出したのですが、これはおもなところだけ
私はずつと申し上げたのですが、その中で実際に
成功しているのは、アラビア石油が千八百万キロ
リットル、北スマトラ石油開発協力KKが二百万
キロリットルくらいのもので、あとはみな失敗で
すよ。ばく大な金をかけてみな失敗しているわけ
ですよ。私は何も失敗したことを責めるわけではあ
りませんけれども、少なくとも半分は国の金が出
ておるわけですよ。きのうかきよりの新聞でも出
ていましたけれども、あれだつて百億の金を投じて
半分は政府資金ですよ。結局アメリカ系の会
社に渡してしまわなければならぬ。大体探鉱は
リスクが大きいことは私はわかりますけれども、
なぜ日本はこんな探鉱をやつて失敗が多いのです
か。時間の関係がありますから、簡潔にひとつ反
省を求めます。

○花岡説明員 ただいまの近江先生の御質問でこ

ざいますが、現在二十企業が開発をやっておりますが、すでに開発段階に入っておりますのが先ほどのアラビヤ石油と北スマトラ石油開発と二つでございますが、そのほか試験中ですでに油を当てることに成功いたしておりますのが、インドネシア石油の東カリマンタン沖とアブダビ石油、さらに西アフリカのコンゴでも試験に成功いたしておりますので、現在の日本の開発の成功率は世界の水準から見ますと非常に高いわけでございます。石油開発は世界の平均で見ますと〇・〇六％程度でございますまして、一番適例といたしましては、たとえばナイジェリアにおきましてシエルが石油の探鉱をいたしました場合は、二十年間探鉱をやりました一本も当たらないわけ、二十年目に初めて一本当たったという例もございまして、世界の水準から申しまして、日本の石油開発が成功率が悪いということは決してございせん。

○渡部委員長 近江君に申し上げますが、先ほどの理事会で定められた時間になっておりますから、これにて質問を終局されるようお願いいたします。

○近江委員 はい、わかりました。

問題は残つてしまふわけですが、いま成功がかなり高いというお話でしたが、日本の場合情報のサーチにしても私は非常に不十分な感じがしないかと思うのです。資金面の問題あるいは技術者の不足にしてもそうです。たとえば情報にしても、石油開発公団は一人しか海外に出していないでしゅう。ペイルート一人です。あとは現地のその辺のところ、——現地の人を悪く言うことはありませんが、情報は得られておるかという点からいけば、もともと情報網が充実に充てずべきじゃないですか、どうですか。

それでも委員長から言われておりますので、あなたから答えをもらつてこれで終わりますが、それから海洋調査船の問題ですけれども、私もこの間神戸に行つて見てきたわけですが、そうしますと、海洋調査船の「しんかい」の尾翼の溶接なん

かぐらぐらです。聞いてみたら、沈んでいて岩に当たつて溶接がはずれたとか、あるいはもぐっている人に聞いたら、いつも水杯をかわして乗るんだ。なぜですかと聞いたら、窓がそのまゝ出ているわけですよ、腹ぼてになつたところへ。沈んでいつて岩の角にでもぼんと当たつて、六百メートルもぐるのでしたら、もうそれこそ即死ですよ、こう言つておられるわけですが、私もフランスのクストーのあれなんか見てきましたけれども、SP三〇〇〇なんか小型の潜水艇ですけれども、みな目玉のおおきがついていて、岩石に当たつたつて防げるようになっておられるわけですよ。そういう、人命を少なくとも尊重して考えろというところが大事と違ひますか。「しんかい」の両側のペラでもこんなですよ。乗っている人はほとんど効能を失ふと言つておられます。しかもばく大な改装費を毎年出しておられます。五千万、六千万じゃないですか、これ。私やつたことに何もけちけちばかりつておられるのとお違ひですけれども、今後海洋開発を進めていく上において潜水調査艇なんかでも、もつといふものをつくればどうですか、設計やつてですね。海上保安庁も来られておられるのでしたら、どのくらい補修費を使つておられるかということも最後にお聞きしたいと思つておられます。

今後、海洋調査船のそういうことについて長官としてどのようにお考えか。これで私の質問を終わります。

○花岡説明員 情報につきましては今後画期的に充実をする必要があると思つておられます。先生の申しやるとありであると思つておられます。しかし従来大使館、ジェットロあるいは商社等を通じて情報が入つてきてはおりますけれども、さらに直接の情報網といふものを、もつと広範に広げるべきである、あるいはジェットロの機能を画期的に拡充するといふ計画を持っております。

○川上説明員 「しんかい」につきましては初めての船でございますので、いろいろの問題がわからないところ、今度実際にもぐつてみましてみ

ろいろとわかりまして、一番本船の中で困つておりますのは電池の問題であります。この問題につきましてはいろいろと調査を重ねておられます、大体電池の故障の原因についてもわかつてまいりましたので、それを基本的に取り除くことはできませんが、その起こる回数を防ぐことには十分自信ができましたので、明年はそれができるような改造というのをお願いいたしております。

それから御指摘の窓の件でございますけれども、この件につきましては外国のものもぐりますときにはあけておられて、回航中にはやはりふたをしておくということになっておりますが、「しんかい」の場合には回航中には、沈みながら回航することはございせんので、必ず護衛船をつけて回航しておりますので、窓の防弾板がございせんことにつきましては、私たちはそれほど心配いたしておりません。

それから補修費は、明年度におきましては特別に特別修理費といたしまして千四百四十二万円の政府原案をつくつておられます……（近江委員「いままで幾ら使つたのですか」と呼ぶ）いままでは、これはいづれ詳しく調査してあとで御提出申し上げます。

○近江委員 ばく大な額ですよ、これは。あとで終わつてからすぐ知らせてください。

○川上説明員 はい。

○西田國務大臣 調査船について不備な点を御指摘になりましたが、確かに海洋開発がまだ緒に付いたばかりでございますし、まだこれは未解決の問題が非常に多いのでありますから、今後そのような経験をもとにいたしましてつくりますところのセンターをはじめ、各省庁の協力によりましてむだのないように円滑に海洋開発を促進するような努力をひとつ続けたいと思つておられます。

○近江委員 一応保留して終わります。

○渡部委員長 次回は明二十四日水曜日午後一時より理事会、午後一時十五分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

昭和四十六年四月二日印刷

昭和四十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局